

令和4年度第1回 豊中市総合計画審議会

【日時】令和4年(2022年)7月8日(金)18時～

【場所】ZoomによるWEB会議または豊中市役所第一庁舎4階第一会議室

次 第

1. 会長の選出について
2. 第4次豊中市総合計画後期基本計画(行政素案)の諮問について
3. 総合計画審議会の役割について
4. 今年度のスケジュール及び部会について
5. 第4次豊中市総合計画後期基本計画(行政素案)について
6. その他
 <今後の日程>
 ○第1回第一部会
 7月15日(金)18時～(WEB会議または豊中市役所 第二庁舎3階大会議室)

 ○第1回第二部会
 7月21日(木)18時～(WEB会議または豊中市役所 第二庁舎3階大会議室)

<資料>

- 【資料1】豊中市総合計画審議会に係る規則等について
- 【資料2】豊中市総合計画審議会 委員名簿
- 【資料3】総合計画審議会の役割について
- 【資料4】令和4年度豊中市総合計画審議会等のスケジュールについて
- 【資料5】第4次豊中市総合計画後期基本計画(行政素案)
- 【参考1】第4次豊中市総合計画(本編)
- 【参考2】第4次豊中市総合計画(概要版)
- 【参考3】前期基本計画と後期基本計画(行政素案)の比較

豊中市総合計画審議会に係る規則等について

1. 豊中市総合計画審議会規則

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画に関する重要事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

第3条 審議会は、委員11人以内で組織する。

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代理する。

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことがで

きる。

第10条 審議会の庶務は、都市経営部経営計画課において処理する。

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 豊中市総合計画審議会規則（昭和43年豊中市規則第30号）は、廃止する。
- 3 この規則施行後最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行うものとする。
- 4 令和2年6月2日から令和4年5月31日までの間に委嘱される第4条第1項第2号に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（昭和63年5月10日規則第18号抄）～附 則（平成31年3月22日規則第33号抄） 省略

附 則（令和2年5月8日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

2. 豊中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第23条 附属機関等の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領（抜粋）

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。

豊中市総合計画審議会 委員名簿

2022.6.1現在

| | 区分 | 所属等 | 名前 | 部会 |
|----|-------|------------------------------------|--------|----|
| 1 | 学識経験者 | 大阪大学 国際教育交流センター センター長・教授 | 有川 友子 | 第二 |
| 2 | | 大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授 | 大野 まどか | 第一 |
| 3 | | 関西学院大学 名誉教授 | 加藤 晃規 | 第二 |
| 4 | | 関西学院大学 総合政策学部 教授 | 宗前 清貞 | 第一 |
| 5 | | 近畿大学 総合社会学部 教授 | 久 隆浩 | 第一 |
| 6 | | 豊中商工会議所 会頭 | 水上 英雄 | 第二 |
| 7 | | 同志社大学 政策学部 嘱託講師 京都地方自治総合研究所 研究員 | 壬生 裕子 | 第二 |
| 8 | | 帝塚山大学 非常勤講師 近畿大学 非常勤講師 | 森 由香 | 第一 |
| 9 | 市民 | | 石井 達也 | 第一 |
| 10 | | | 森山 孝彰 | 第一 |
| 11 | | | 八木 三郎 | 第二 |

(区分順・50音順・敬称略)

総合計画審議会の役割について

目次

I 序論

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 後期基本計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の構成と期間 | 2 |
| | （1）構成 | 2 |
| | （2）計画期間 | 2 |
| | （3）総合計画とSDGs・分野別計画との関係 | 3 |
| 3 | まちの将来像と施策大綱 | 4 |
| 4 | 計画の策定にあたって | 5 |
| | （1）社会環境の変化 | 5 |
| | （2）前期基本計画の総括 | 12 |

総合計画審議会

II 人口ビジョン

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 人口ビジョン改訂の趣旨 | 13 |
| 2 | 人口の推移と将来の見通し | 13 |
| 3 | 想定人口 | 18 |

まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会

III 後期基本計画

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 後期基本計画について | |
| 1 | 施策体系 | 19 |
| 2 | 計画の進め方 | 20 |
| 3 | 施策の見方 | 21 |
| 2 | 施策 | |
| 1 | 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり | 23 |
| 2 | 安全に安心して暮らせるまちづくり | 29 |
| 3 | 活力ある快適なまちづくり | 39 |
| 4 | いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり | 49 |
| 5 | 施策推進に向けた取組み | 55 |
| 6 | リーディングプロジェクト | 59 |

総合計画審議会

IV 第3期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 第3期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要 | 61 |
| | （1）策定の趣旨 | 61 |
| | （2）第2期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括 | 61 |
| | （3）第4次豊中市総合計画と第3期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係 | 61 |
| | （4）計画期間 | 63 |
| | （5）基本的な考え方と進め方 | 63 |
| 2 | 重要目標達成指標（KGI） | 63 |
| 3 | 目標・基本的方向・具体的施策・重要業績指標（KPI） | 64 |
| | （1）目標・基本的方向・具体的施策・重要業績指標（KPI）について | 64 |
| | （2）総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係表と重要業績指標（KPI） | 65 |

まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会

V 資料編

| | | |
|---|------|--|
| 1 | 基本構想 | |
|---|------|--|

令和4年度豊中市総合計画審議会等のスケジュール

【資料4】

| 項目 | ～6月 | 7月 | | | 8月 | | | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | | | 12月～ |
|----------|-----------------|-------------------------|---|---|----|--|------------------------------|----|----------------------------|---|-----|--|---|----------------------------------|-----------------------|---|-----------|
| | | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | |
| 総合計画審議会 | 後期基本計画の策定 | ●6/1 委員委嘱 | ●7/8 第1回全体会 諮問・後期基本計画 (行政素案)の審議 | | | ●8/9 第2回全体会 リーディングプロ ジェクトの審議、 部会で出た意見の 報告ととりまとめ | | | ●9/13 第3回全体会 答申案について | | ●答申 | | | | | | |
| | 政策評価結果の検証 | | ●7/15 第1回第一部会 後期基本計画(行政素 案)の第1・2・5章の審議 | | | | | | | | | ▲10/7 第2回第一部会 第1・2・5章の 政策評価結果 | ▲10/21(予備) 第3回第一部会 第1・2・5章の 政策評価結果 | ▲11/18 第4回全体会 意見集案に ついて | ▲12月 意見集の 完成・公表 | | |
| 市の動き・その他 | 後期基本計画(行政素案)の作成 | | | | | | ▲8/31 2022年度政策評価 結果の公表 | | | | | ●答申後の 庁内会議 | | | | | |
| | | | | | | | ●8/27 市民ワークショップ | | | | | | | ●意見公募手続 | | | ●3月 策定 |
| | | ●まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会での審議 | | | | | | | | | | | | | | | |

第 4 次豊中市総合計画
後期基本計画
(行政素案)

目 次

I 序論

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 後期基本計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の構成と期間 | 2 |
| | (1) 構成 | 2 |
| | (2) 計画期間 | 2 |
| | (3) 総合計画とSDGs・分野別計画との関係 | 3 |
| 3 | まちの将来像と施策大綱 | 4 |
| 4 | 計画の策定にあたって | 5 |
| | (1) 社会環境の変化 | 5 |
| | (2) 前期基本計画の総括 | 12 |

II 人口ビジョン

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 人口ビジョン改訂の趣旨 | 13 |
| 2 | 人口の推移と将来の見通し | 13 |
| 3 | 想定人口 | 18 |

III 後期基本計画

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 後期基本計画について | |
| | 1 施策体系 | 19 |
| | 2 計画の進め方 | 20 |
| | 3 施策の見方 | 21 |
| 2 | 施策 | |
| | 1 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり | 23 |
| | 2 安全に安心して暮らせるまちづくり | 29 |
| | 3 活力ある快適なまちづくり | 39 |
| | 4 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり | 49 |
| | 5 施策推進に向けた取組み | 57 |
| | 6 リーディングプロジェクト | 61 |

IV 第3期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 第3期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要 | 63 |
| | (1) 策定の趣旨 | 63 |
| | (2) 第2期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括 | 63 |
| | (3) 第4次豊中市総合計画と第3期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係 | 63 |
| | (4) 計画期間 | 65 |
| | (5) 基本的な考え方と進め方 | 65 |
| 2 | 重要目標達成指標 (KGI) | 65 |
| 3 | 目標・基本的方向・具体的施策・重要業績指標 (KPI) | 66 |
| | (1) 目標・基本的方向・具体的施策・重要業績指標 (KPI) について | 66 |
| | (2) 総合計画と総合戦略の関係表と重要業績指標 (KPI) | 67 |

V 資料編

| | | |
|---|------|--|
| 1 | 基本構想 | |
|---|------|--|

I 序論

1 第 4 次豊中市総合計画後期基本計画策定の趣旨

総合計画は、豊中市自治基本条例（平成 19 年（2007 年）4 月施行）に基づき、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合的かつ体系的に示すものです。

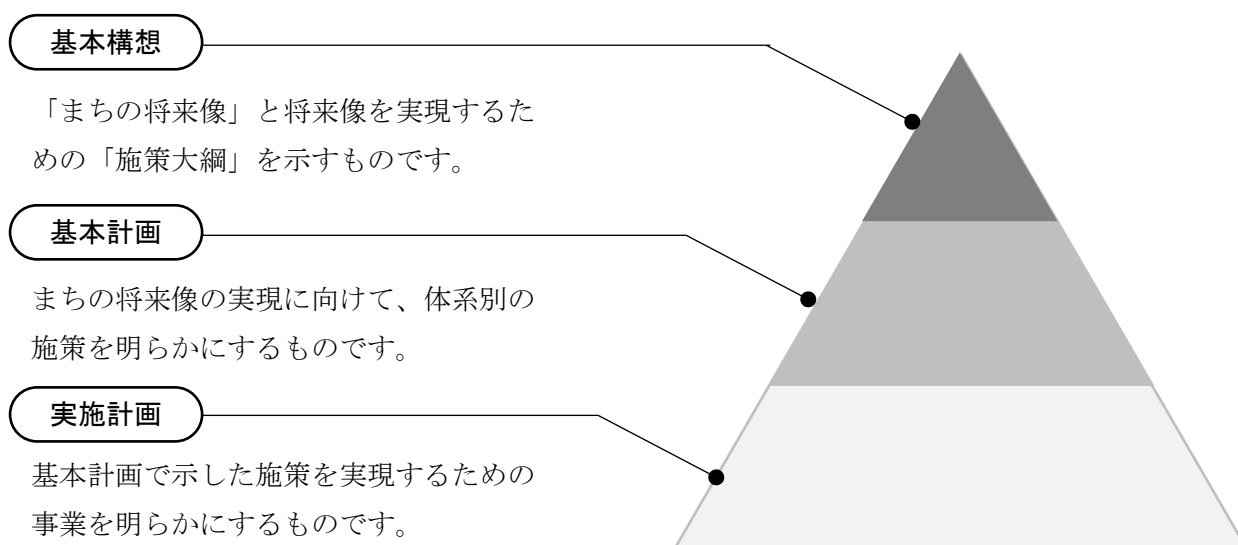
本市では、昭和 44 年（1969 年）から総合計画に基づくまちづくりを進めており、平成 30 年度（2018 年度）からは、「第 4 次豊中市総合計画（目標年度：令和 9 年度（2027 年度）」のもと、まちの将来像「みらい創造都市 とよなか ～明日がもっと楽しみなまち～」の実現に向け、市民・事業者・行政が協働・連携しながら取り組んでいます。

まちの将来像を実現するための施策を示した基本計画については、平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）を計画期間とする前期基本計画を定め、17 施策とリーディングプロジェクトを設定して取組みを展開してきました。

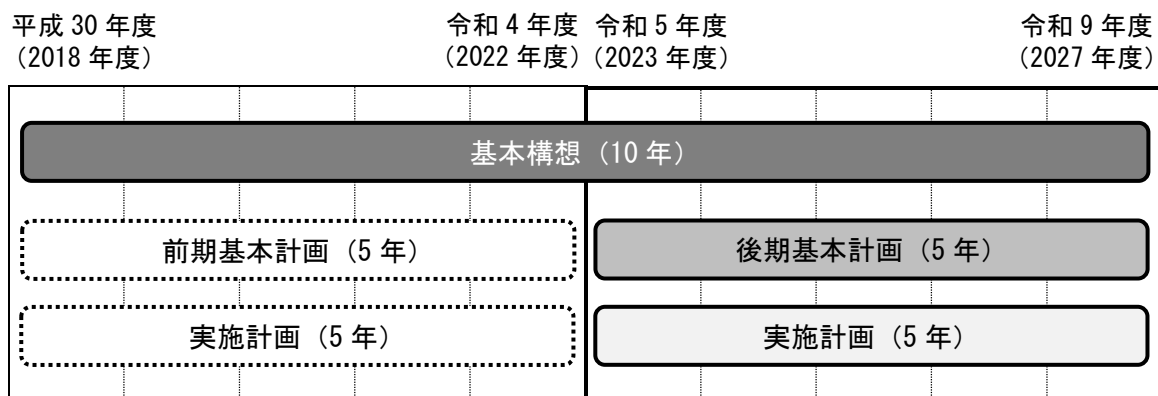
このたび、前期基本計画の計画期間終了にともない、5 年間の成果と残された課題や社会経済状況の変化をふまえ、引き続きまちの将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくため、「第 4 次豊中市総合計画後期基本計画」（以下、「後期基本計画」という）を策定するものです。

2 計画の構成と期間

(1) 構成



(2) 計画期間



基本構想 10 年/平成 30 年度 (2018 年度) ～令和 9 年度 (2027 年度)

基本計画 後期 5 年/令和 5 年度 (2023 年度) ～令和 9 年度 (2027 年度)

実施計画 後期 5 年/令和 5 年度 (2023 年度) ～令和 9 年度 (2027 年度)

(3) 総合計画とSDGs・分野別計画との関係

SDGs(持続可能な開発目標)とは、世界をよりよいものにするために、2030年までに達成させる17の目標として、平成27年(2015年)に国連サミットで定められました。

本市の総合計画における取組みの方向性とSDGsに掲げられた理念や目標は概ね合致していることから、総合計画に掲げる「まちの将来像」の実現が、ひいてはSDGsの達成につながるものと考えています。

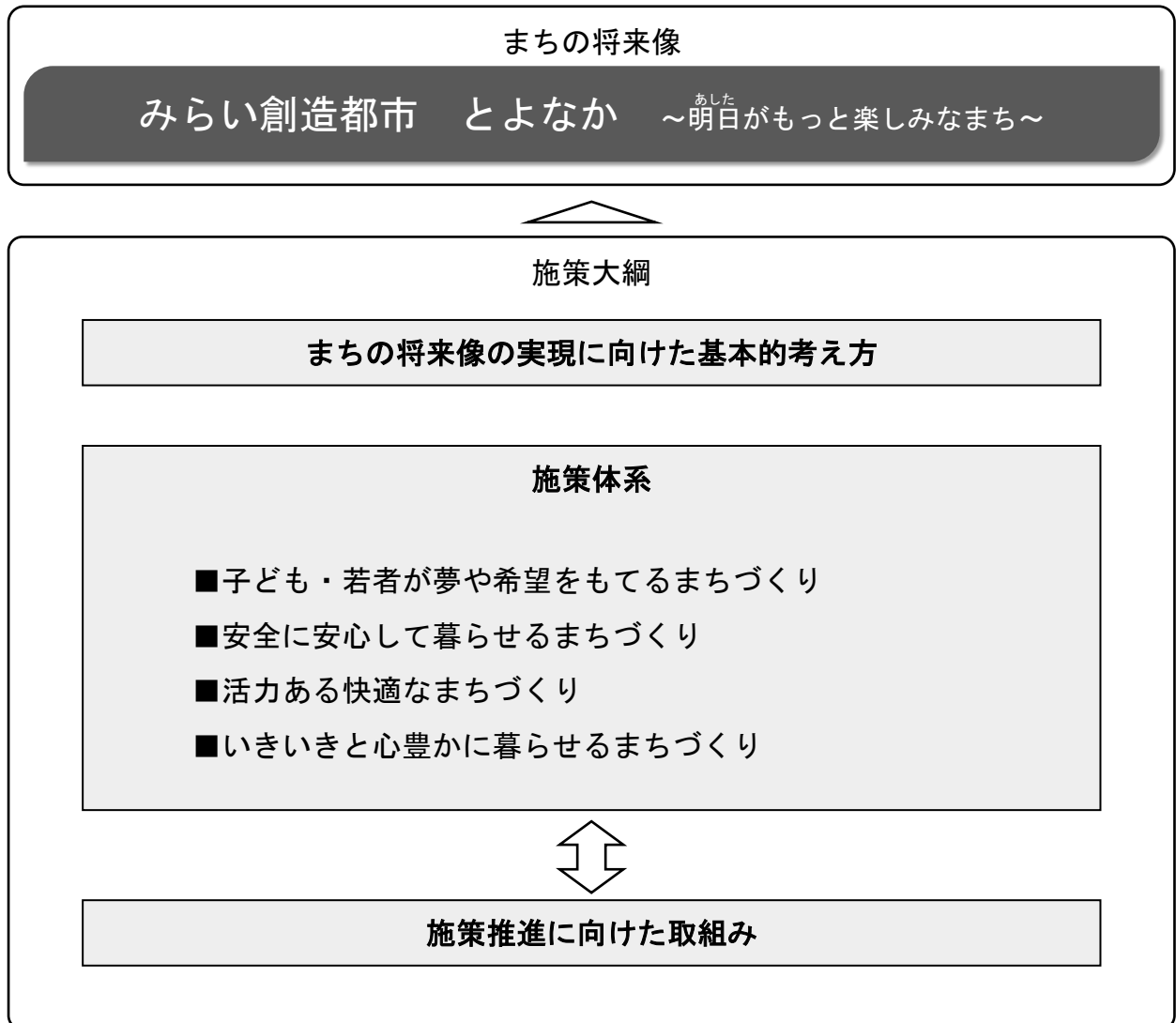
行政の各分野で策定している分野別計画は、法令上の位置づけや計画の対象地域・期間・性格は異なりますが、総合計画に適合した内容とすることによって、総合計画を補完し具体化していく計画として位置づけます。

豊中市オリジナルロゴ



3 まちの将来像と施策大綱

基本構想において、「まちの将来像」およびその実現のための「施策大綱」を次のとおりとしています。これらに基づいて後期基本計画の施策を設定します。



4 計画の策定にあたって

(1) 社会環境の変化

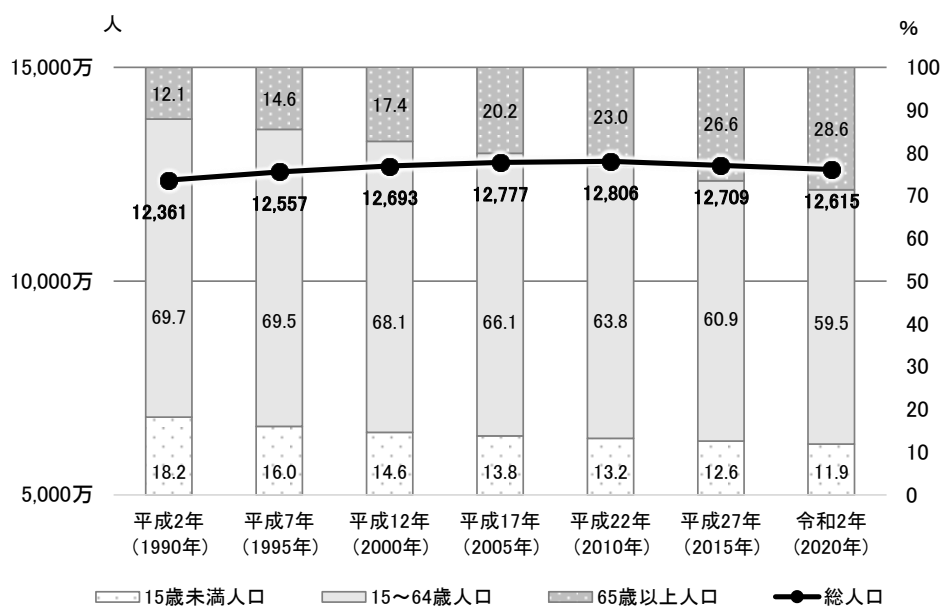
①人口動態

日本の人口は、令和2年（2020年）の国勢調査によると、1億2614万6千人となっています。平成22年（2010年）から減少傾向が続き、平成27年（2015年）からの5年間で94万9千人の減少となっています。

年齢3区分別割合をみると、15歳未満人口割合および15～64歳人口割合の低下、65歳以上人口割合の上昇傾向が続くなど、少子高齢化が進行しています。

日本の平均寿命は、男性81.56歳、女性87.71歳で、世界で最も長い国となっており、高齢期になっても活躍の場があり、すべての国民が活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会づくりがますます重要になっています。

日本の人口および年齢3区分別割合の推移



資料：国勢調査

(年齢3区分の平成22年（2010年）以前は、総数から「不詳」を除いて算出した割合。平成27年（2015年）以降は、「不詳」を各区分にあん分して算出した割合。)

平均寿命の国際比較

(単位：年)

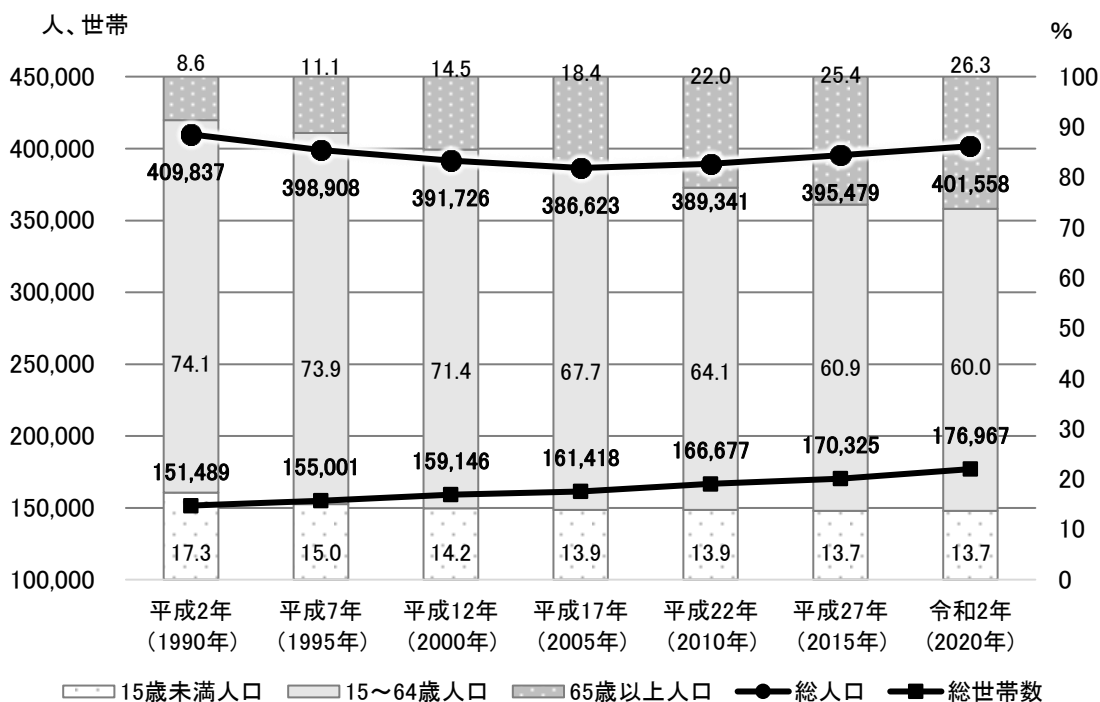
| 国名 | 作成基礎期間 | 男 | 女 |
|---------|-----------|--------|--------|
| 日本 | 2020 | 81.56 | 87.71 |
| カナダ | 2018-2020 | 79.82 | 84.11 |
| アメリカ合衆国 | 2020 | 74.5 | 80.2 |
| フランス | 2020 | 79.10 | 85.12 |
| ドイツ | 2018-2020 | 78.64 | 83.40 |
| イタリア | 2020 | 79.672 | 84.395 |
| スイス | 2020 | 81.0 | 85.1 |
| イギリス | 2018-2020 | 79.04 | 82.86 |

資料：第23回生命表（完全生命表）参考資料

豊中市の状況

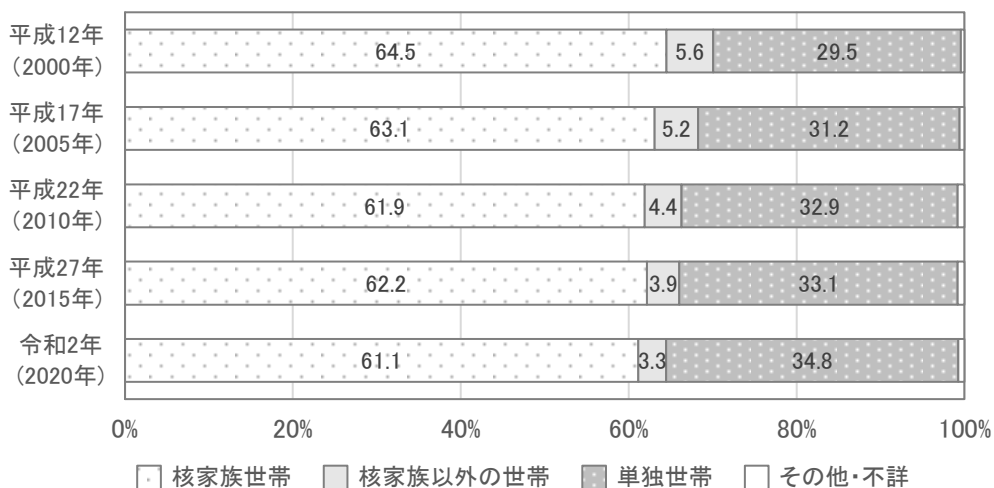
- 全国的に人口減少傾向にあるなか、本市の人口は増加傾向にあり、令和2年（2020年）の国勢調査において30年ぶりに40万人を超えました。
- 人口の年齢3区分別割合をみると、15歳未満人口割合はこの15年ほぼ一定となっていますが、15～64歳人口割合は低下傾向、65歳以上人口割合は上昇傾向にあります。
- 世帯数は増加傾向で、核家族が6割を占め、単独世帯の割合が増加傾向にあり、令和2年（2020年）では約35%を占めています。

豊中市の人口・世帯数および年齢3区分別割合の推移



資料：国勢調査

豊中市の一般世帯の家族類型別割合の推移



資料：国勢調査

②SDGsの達成に向けた動き

国においては、平成28年（2016年）に「SDGs推進本部」を設置し、「SDGs実施方針」「SDGsアクションプラン」を策定し、取組みを進めるとともに、「SDGs未来都市」の選定などにより、自治体における積極的な取組みを推進しています。また、国や地方自治体だけでなく、事業者等においても積極的にSDGs達成に向けての取組みが進められています。

豊中市の状況

- 本市は、令和2年度（2020年度）「SDGs未来都市」に選定され、「SDGs未来都市計画」を策定しました。この計画に基づき、市民全員でSDGsを推進するため「40万人のとよなか未来バトン」を合言葉に、取り組んでいます。
- SDGsを一人でも多くの方に知ってもらい、行動につなげていただけるよう、本市オリジナルのロゴやポスターの制作をはじめ、小学生向けのWEB教材「とよなか未来バトンドリル」の作成や、SDGsに取り組む事業者や団体等を対象とした「SDGsパートナー登録制度」の実施、セミナーの開催などに取り組んでいます。

豊中SDGsパートナーロゴ



とよなか未来バトンドリル



③脱炭素社会の実現に向けて

平成 27 年(2015 年)12 月に「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」において、気候変動を抑制することについての国際的なルールとなる「パリ協定」が締結されました。

このように、温室効果ガスの排出抑制および脱炭素社会の実現が世界的な潮流となるなか、国においても、温暖化対策と経済成長の好循環を図りながら 2050 年までに温室効果ガスを実質ゼロにすることをめざして、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(令和 2 年(2020 年))を策定し、取組みを進めています。

豊中市の状況

- 平成 30 年(2018 年)に、パリ協定の実現に向けて地球温暖化防止対策を一層推進することを誓約する「世界首長誓約/日本」に署名をしました。
- 令和 2 年(2020 年)8 月には、市域の枠を超え、地球温暖化対策に取り組むため、吹田市と「地球温暖化対策に資する自治体間連携・協力に関する基本協定」を締結しました。また、令和 3 年(2021 年)2 月には、「豊中市・吹田市気候非常事態共同宣言」を行い、その中で 2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)に向けて取り組むことを表明しました。
- 令和 3 年(2021 年)7 月には、地球温暖化問題の解決に向けて、隣接する中核市である西宮市・尼崎市・吹田市・豊中市のいわゆる NATS において、「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を締結し、広域的な取組みを推進しています。

豊中市における脱炭素の暮らしのイメージ



資料：第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)「とよなか・ゼロカーボンプラン」

④頻発する自然災害への対応

近年、全国で大規模な地震や風水害などが毎年のように発生し、大きな被害をもたらしています。政府地震調査研究推進本部の評価によると、南海トラフ地震は今後 30 年以内の発生確率が「70～80%」、今後 40 年以内の発生確率は「90%程度」としています。自然災害のリスクが高い日本では、被害の最小化、速やかな復旧といった国土の強靱化が喫緊の課題となっており、取り組みが進められています。

豊中市の状況

- 平成 30 年（2018 年）6 月 18 日に発生した大阪府北部地震では負傷者 39 名の人的被害、2,700 件強の建物被害が出るなど大きな被害があり、市では避難所を開設し、救援物資を送るとともに保健師の派遣による健康相談や心のケアなどを行いました。また、同年 9 月 4 日の台風第 21 号においても死傷者や大規模な停電、建物の損壊、倒木など被害が大きく、税や保険料の減免などの各種支援を行いました。
- 「豊中市地域防災計画」を策定し、市民の生命、身体および財産を災害から保護するために、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図っています。また、令和 4 年（2022 年）の改訂により、高潮浸水想定、市内各河川の洪水浸水想定等への対応、新型コロナウイルス感染症への対応等をふまえた防災対策の強化に取り組んでいます。
- また、国土強靱化基本法の趣旨をふまえ、阪神・淡路大震災や東日本大震災、台風などの過去の災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるため、「豊中市強靱化地域計画」を策定し（令和 3 年度（2021 年度）改訂）、取り組みを進めています。
- 風水害が発生した場合に被害が想定される箇所や避難場所などをまとめた「豊中市総合ハザードマップ」（令和 3 年度（2021 年度）策定）をもとに周知啓発を行うなど、防災意識向上の取り組みを進めています。

豊中市総合ハザードマップ



⑤新型コロナウイルス感染症による社会状況の変化

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的感染拡大は、経済活動や日常生活に多大な影響を及ぼしました。感染拡大を防止するため、3密(密閉、密集、密接)の回避や店舗営業の時短、学校の休業、イベントの自粛、不要不急の外出自粛などの要請が出される事態が生じました。一方で、オンライン化やキャッシュレス化が促進されるなど、社会全体のデジタル化が急速に進みました。感染対策を取りながらの地域経済の再生・復興やデジタル化のさらなる推進による暮らしの利便性・快適性の向上が課題となっています。

豊中市の状況

- 令和2年(2020年)に「豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全庁体制で新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできました。市民の命を守るための積極的な疫学調査・健康観察、PCR検査の実施、市立豊中病院での病床確保や医療機関と連携したワクチン接種の促進(ワクチンカーの派遣、ワクチンコンシェルジュの設置など)、コロナで影響を受けた市民の暮らしや地域経済への支援策として給付金の支給を行うなどの対策を行いました。
- コロナ禍での外出や人との接触が制限される中でも、ワクチン接種のインターネット予約の導入や、キャッシュレス決済の普及促進など、感染リスクが低減するような取組みを進めました。
- また、新型コロナウイルス感染症罹患後の症状(いわゆる後遺症)や、外出を控えて家に閉じこもりがちとなった高齢者のフレイル対策など、新型コロナ感染症を機に生じた課題へ対応するための組織体制を整えました。

「ワクチンカーとよなか」



⑥デジタル化の推進

インターネットやスマートフォンなど ICT(※)の発展・普及が進み、新型コロナウイルス感染症も契機となり、社会全体のデジタル化の動きが急速に進んでいます。

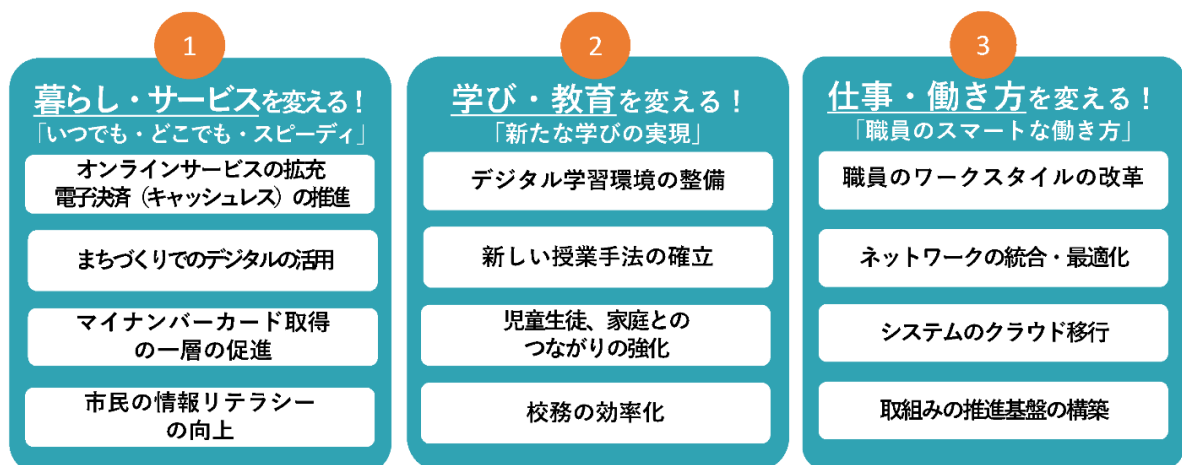
国では「Society5.0※」の実現に向けて、デジタル・トランスフォーメーション(DX※)や、スマートシティ(※)の取組みが進められています。

また、行政のデジタル化の更なる推進が求められており、国が令和2年(2020年)に改定した「デジタル・ガバメント実行計画」では、本格的な人口減少社会を見据え、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために、行政における AI や RPA などのデジタル技術の積極的な活用が求められています。

豊中市の状況

○令和2年(2020年)に、デジタル技術の活用により新たな価値創造と変革を進め豊中の「暮らし・サービス」「学び・教育」「仕事・働き方」を大胆に変えていく「とよなかデジタル・ガバメント宣言」を発出しました。また、この宣言にもとづき、「とよなかデジタル・ガバメント戦略」も同時にとりまとめ、具体的なデジタル化の取組みを進めています。

○来庁しなくても申請や手続きができるよう行政手続きや児童生徒に一人一台のタブレットを導入するなど、本市においてもデジタル化を進めました。



資料：とよなかデジタル・ガバメント戦略

(2) 前期基本計画の総括

本市では、総合計画にもとづく市の取組みに関する満足度などの現状を把握するため、2年に1度、市民意識調査を実施しています。

平成30年度（2018年度）から第4次豊中市総合計画がスタートして以来、本市における市民の評価は、概ね全体的に上昇傾向にあります。

このことから、後期基本計画においても基本的な方向性を継承し、まちの将来像の実現に向けた取組みを進めます。

(%)

| 項目 | 平成29年 (2017年) | 令和元年 (2019年) | 令和3年 (2021年) | 傾向 |
|--------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|----|
| 1. 豊中市に住み続けたい | 85.5 | 85.0 | 86.5 | ↑ |
| 2. 子育てがしやすい | 43.7 | 43.1 | 48.6 | ↑ |
| 3. 教育・保育環境が充実している | 40.5 | 40.7 | 46.5 | ↑ |
| 4. 子どもや若者が地域の中で、いきいきと活動できている | 36.8 | 37.3 | 46.0 | ↑ |
| 5. 誰もが安全に安心して暮らせる環境が整っている | 55.3 | 57.1 | 65.3 | ↑ |
| 6. 保健・医療体制が充実している | 57.4 | 58.8 | 67.6 | ↑ |
| 7. 消防・救急救命体制が充実している | 55.1 | 57.3 | 63.2 | ↑ |
| 8. 防犯や防災、交通安全への対策が充実している | 49.9 | 49.8 | 60.5 | ↑ |
| 9. 良好な環境が保全され、快適な都市環境づくりが進んでいる | 65.7 | 65.9 | 70.6 | ↑ |
| 10. 環境にやさしいまち | 52.9 | 54.4 | 62.5 | ↑ |
| 11. 道路・上下水道などが充実している | 65.3 | 65.4 | 71.2 | ↑ |
| 12. 住環境が魅力的なまち | 69.4 | 69.2 | 73.3 | ↑ |
| 13. 地域産業が活性化しているまち | 16.5 | 18.2 | 27.9 | ↑ |
| 14. 人権が尊重されている | 38.0 | 40.0 | 52.3 | ↑ |
| 15. 文化的なまち | 57.0 | 58.6 | 64.2 | ↑ |
| 16. 生きがいをもって心豊かに暮らせる | 46.9 | 49.6 | 59.3 | ↑ |
| 17. 景観や風景・まちなみなどに愛着や誇りを感じる | 72.7 | 74.5 | 74.5 | → |
| 18. ボランティア活動や市民活動、地域の活動に取り組んだ | 17.6 | 15.6 | 12.3 | ↓ |
| 19. SDGs 認知度（令和3年度の調査から新たに追加） | — | — | 65.0 | |

※1～16については「思う、どちらかといえば思う」、17は「感じる、どちらかと言えば感じる」、18は「ひんぱんに取り組んでいる、ときどき取り組んでいる」、19は「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」「いくつかの目標を知っており、内容もある程度知っている」「17の目標すべてを知っており、内容を人に説明できる」と回答した割合の合計

Ⅱ 人口ビジョン

※人口ビジョンについては、今後最新のデータに基づき修正予定のため、文章・グラフともに変更の可能性があります。(P16～19 まで)

1 人口ビジョン改訂の趣旨

国では、人口減少・少子高齢化の課題に対応し、平成 26 年（2014 年）に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という）を策定しました。

本市においても、国の動向や本市の状況をふまえて、平成 27 年（2015 年）に「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という）および「豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「豊中市総合戦略」という）を策定しました。その後、令和元年度（2019 年度）に豊中市総合戦略を見直し、第 2 期豊中市総合戦略を策定しています。

このたび第 4 次豊中市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という）を策定するにあたり、市の人口推移および人口推計をふまえ、人口ビジョンを改訂します。

2 人口の推移と将来の見通し

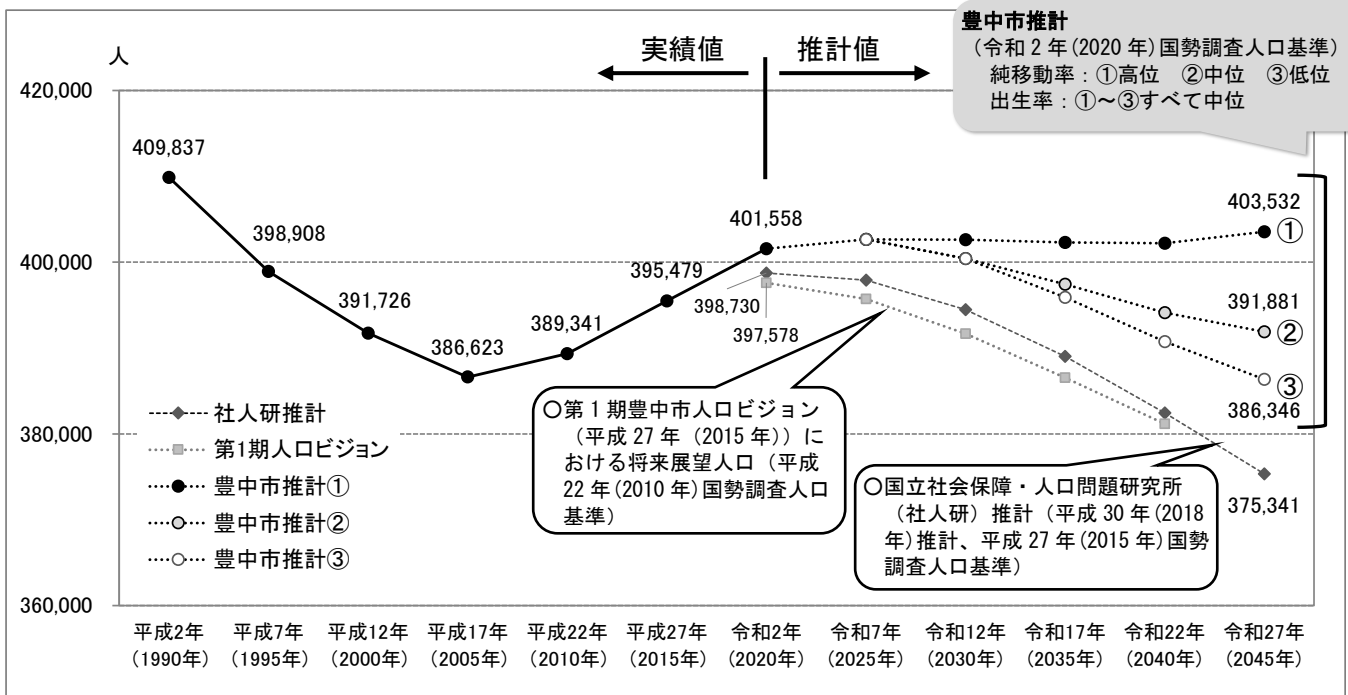
本市の人口は平成 17 年（2005 年）以降増加傾向にあり、令和 2 年（2020 年）の国勢調査では平成 2 年（1990 年）以来 30 年ぶりに 40 万人を超えました。これまで国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が公表してきた推計や、本市で独自に行ってきた推計よりも、実際には人口増が進んでいます。

推計では、新型コロナウイルス感染症など将来の不確定要素が多いことをふまえ、第 1 期人口ビジョンの条件（出生率中位×純移動率高位）に加え、主に人口に影響を及ぼす純移動率について複数の条件でシミュレーションを行いました。いずれの想定でも令和 7 年（2025 年）までは総人口が増加傾向を示しますが、それ以降は推計方法により推移が異なります。

※出生率中位…直近 5 年の平均値を維持

純移動率高位…直近 5 年の移動の状況を維持

本市の人口推移と将来の人口推計



(グラフの見方)

●推計①(出生率中位×純移動率高位)

出生率が直近5年の平均値を維持し、純移動率は直近5年の移動の状況を維持した場合の推計です。

➡将来的に人口は40万人を維持します。

●推計②(出生率中位×純移動率中位)

出生率が直近5年の平均値を維持し、純移動率は直近5年の移動の状況が今後5年をかけて約0.7倍に縮小し、その後は縮小した値が一定で推移すると仮定した推計です。

➡将来的な人口の減少が見込まれます。

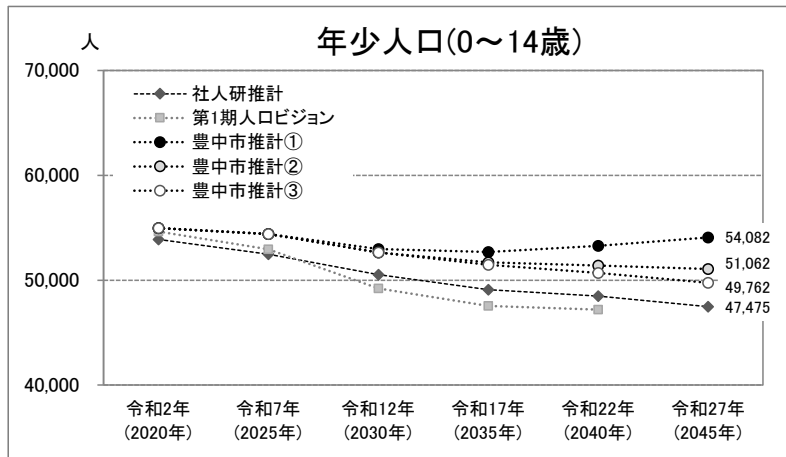
●推計③(出生率中位×純移動率低位)

出生率は直近5年の平均値を維持し、純移動率が直近5年の移動の状況が今後10年をかけて0.5倍に縮小し、その後は縮小した値が一定で推移すると仮定した推計です。

➡将来的な人口の減少が見込まれます。

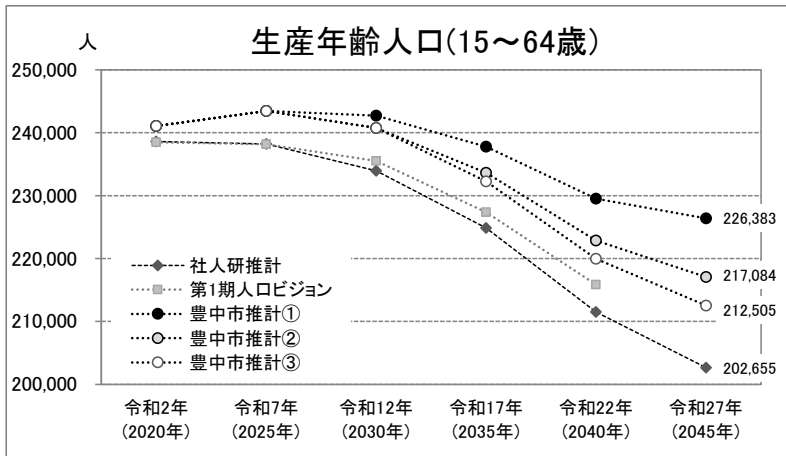
年代別の推移

年少人口(0～14歳)の将来の人口推計



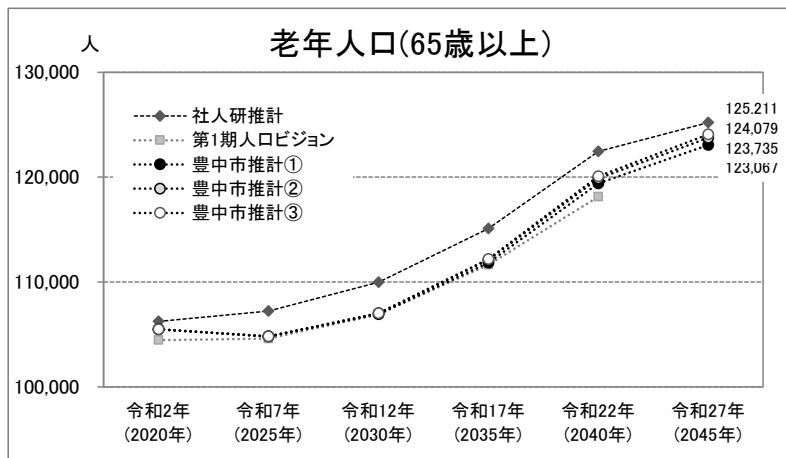
①～③の推計をふまえると、年少人口は①をのぞいて、概ね緩やかな減少傾向の見通しです。

生産年齢人口(15～64歳)の将来の人口推計



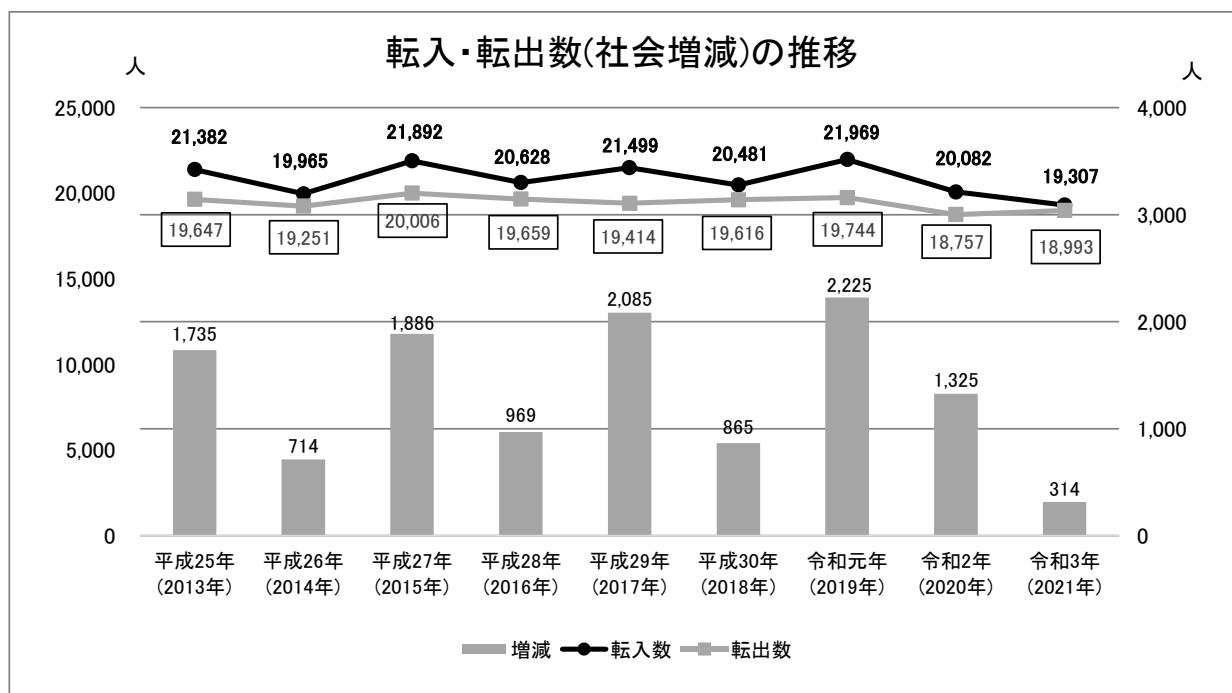
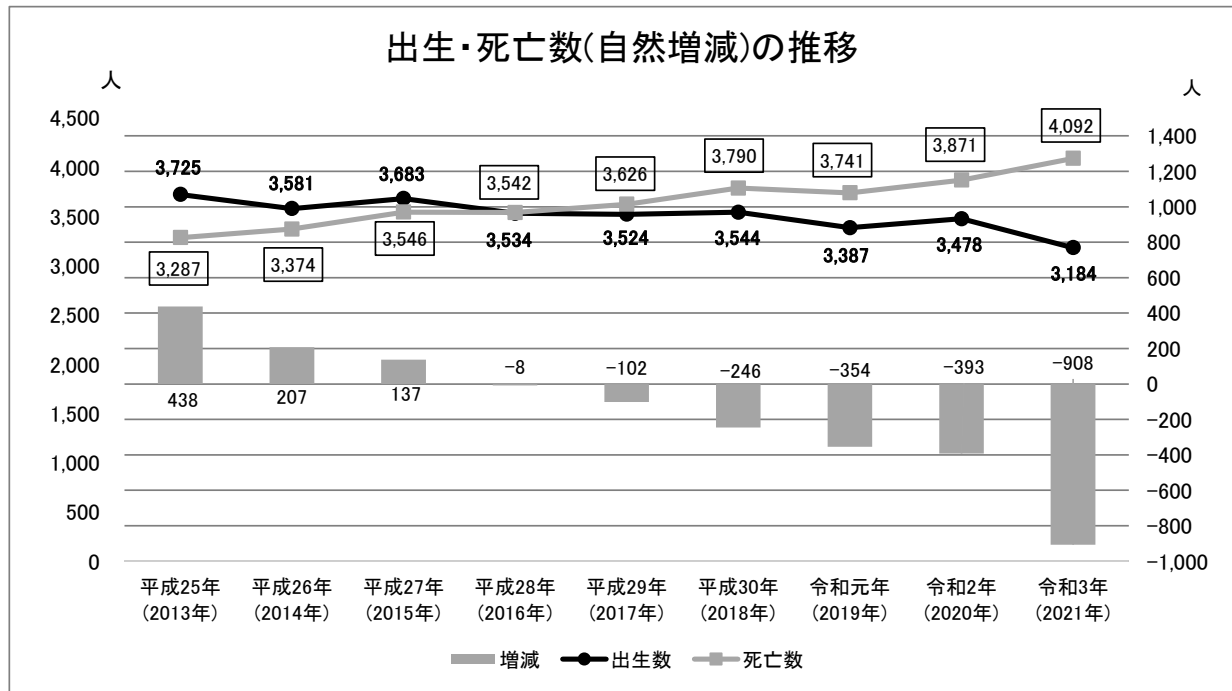
①～③の推計をふまえると、生産年齢人口は減少傾向の見通しで、特に団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年(2040年)に大きく減少すると見込まれます。

老年人口(65歳以上)の将来の人口推計



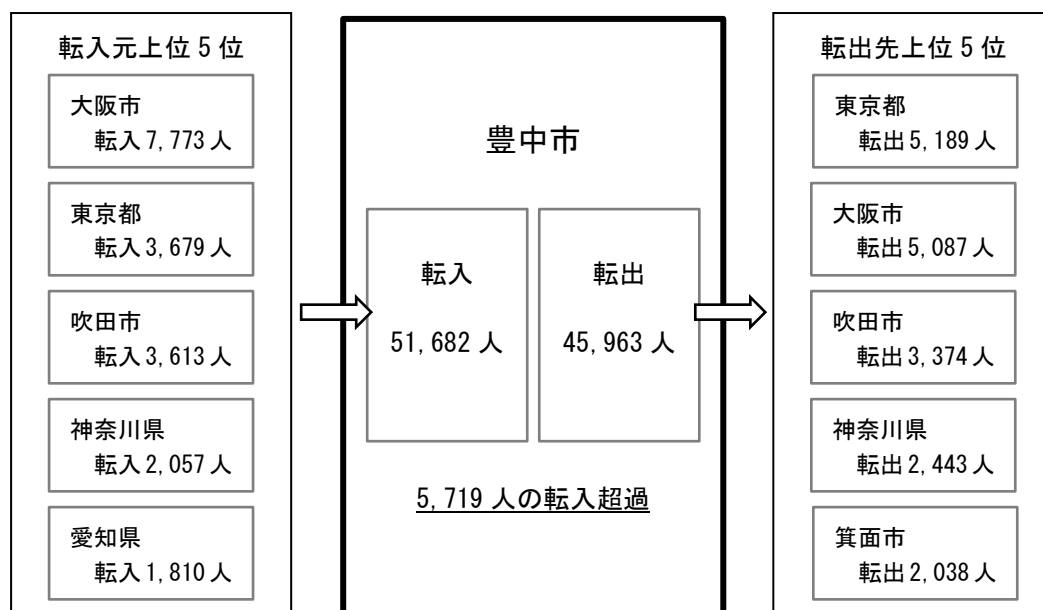
①～③の推計をふまえると、老年人口は増加が続く見通しです。

人口移動の状況



令和2年(2020年)以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり転入増加数、出生数ともに鈍化傾向にあります。主な転入元・転出先をみると、どちらも上位は大阪市、東京都、吹田市などとなっています。

転入・転出の状況（平成 27 年（2015 年）～令和 2 年（2020 年）、主な転入元・転出先）



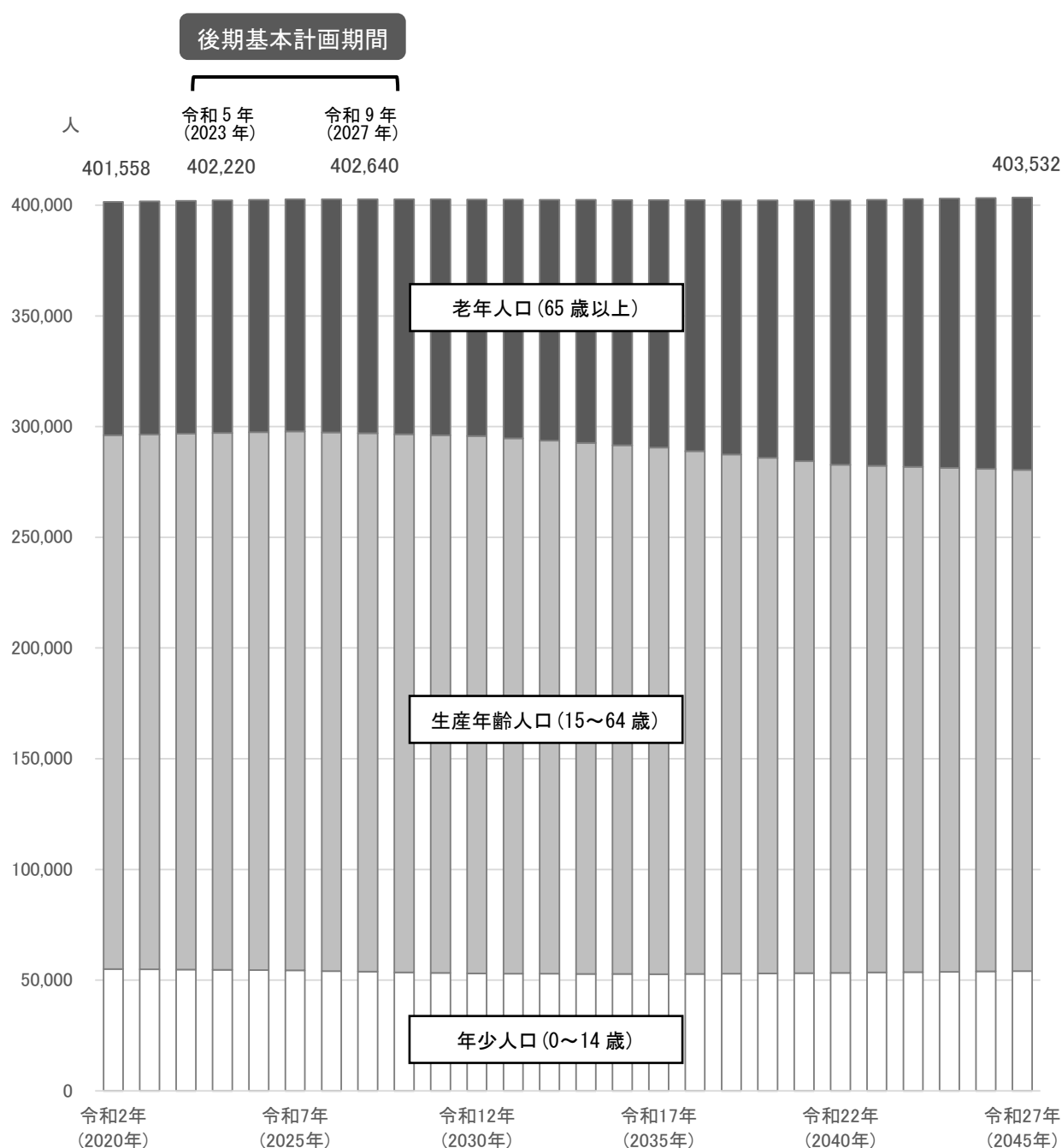
資料：令和 2 年（2020 年）国勢調査

（転入数には、「国外から」（5 年前にふだん住んでいた場所が「外国」の者）2,626 人を含む。）

3 想定人口

本市ではこれまで、直近の純移動率と出生率が将来にわたり一定で推移するとの仮定のもと、推計人口を算出してきました。しかしながら、今後は、全国的な少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた社会変化により、出生率と純移動率の低下が予想されます。そのような状況下でも、本市では様々な取組みにより、これまでどおりの出生率および純移動率（推計①中位×高位）を維持することをめざします。その結果、第4次豊中市総合計画後期基本計画の計画期間（令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度））及び将来展望の人口について、現状の40万人を維持することを想定します。

本市の想定人口



Ⅲ 後期基本計画

1 後期基本計画について

1 施策体系

後期基本計画の5年間において取り組む16施策とともに、特に重点的かつ先導的に取り組む事業として「リーディングプロジェクト」を位置づけます。

みらい創造都市 とよなか ~明日がもっと楽しみなまち~

1 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

| | |
|-----|-------------------|
| 1-1 | 妊娠・出産・子育て支援の充実 |
| 1-2 | 教育環境の充実 |
| 1-3 | 子ども・若者への総合的な支援の充実 |

2 安全に安心して暮らせるまちづくり

| | |
|-----|--------------------------|
| 2-1 | 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの推進 |
| 2-2 | 保健・医療環境の充実 |
| 2-3 | 消防・救急救命体制の充実 |
| 2-4 | 災害に強く、犯罪を防ぎ、安全に暮らせる地域づくり |

3 活力ある快適なまちづくり

| | |
|-----|------------------------|
| 3-1 | 環境意識の向上と快適なまちの環境の保全・創造 |
| 3-2 | 脱炭素・循環型社会の実現 |
| 3-3 | 安全で安心なまちの基盤づくり |
| 3-4 | だれもが住みやすい住環境の実現 |
| 3-5 | 産業振興の充実 |

4 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

| | |
|-----|-----------------|
| 4-1 | 共に生きる平和なまちづくり |
| 4-2 | 学びと文化のあふれるまちづくり |

5 施策推進に向けた取り組み

| | |
|-----|---------------------|
| 5-1 | 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり |
| 5-2 | 持続可能な市政運営の推進 |

リーディングプロジェクト

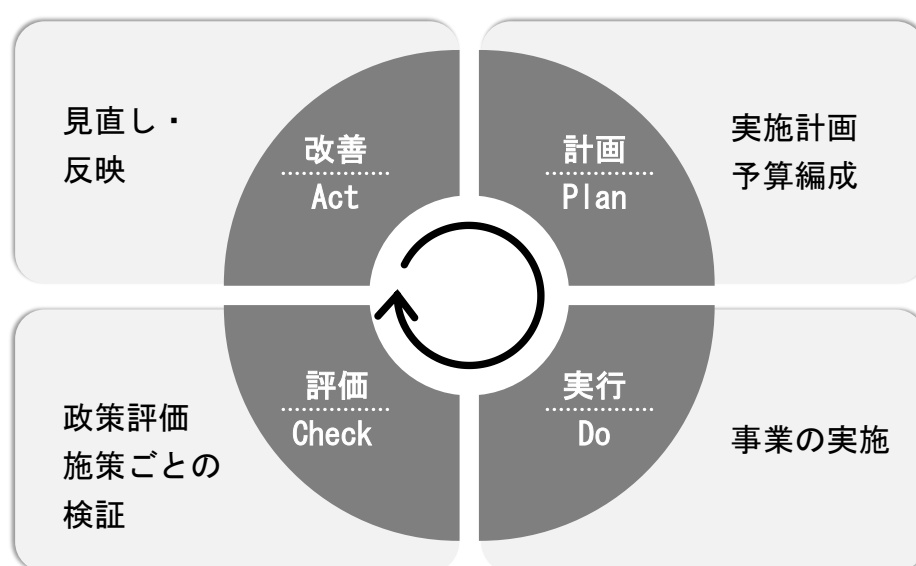
「南部地域活性化プロジェクト」

2 計画の進め方

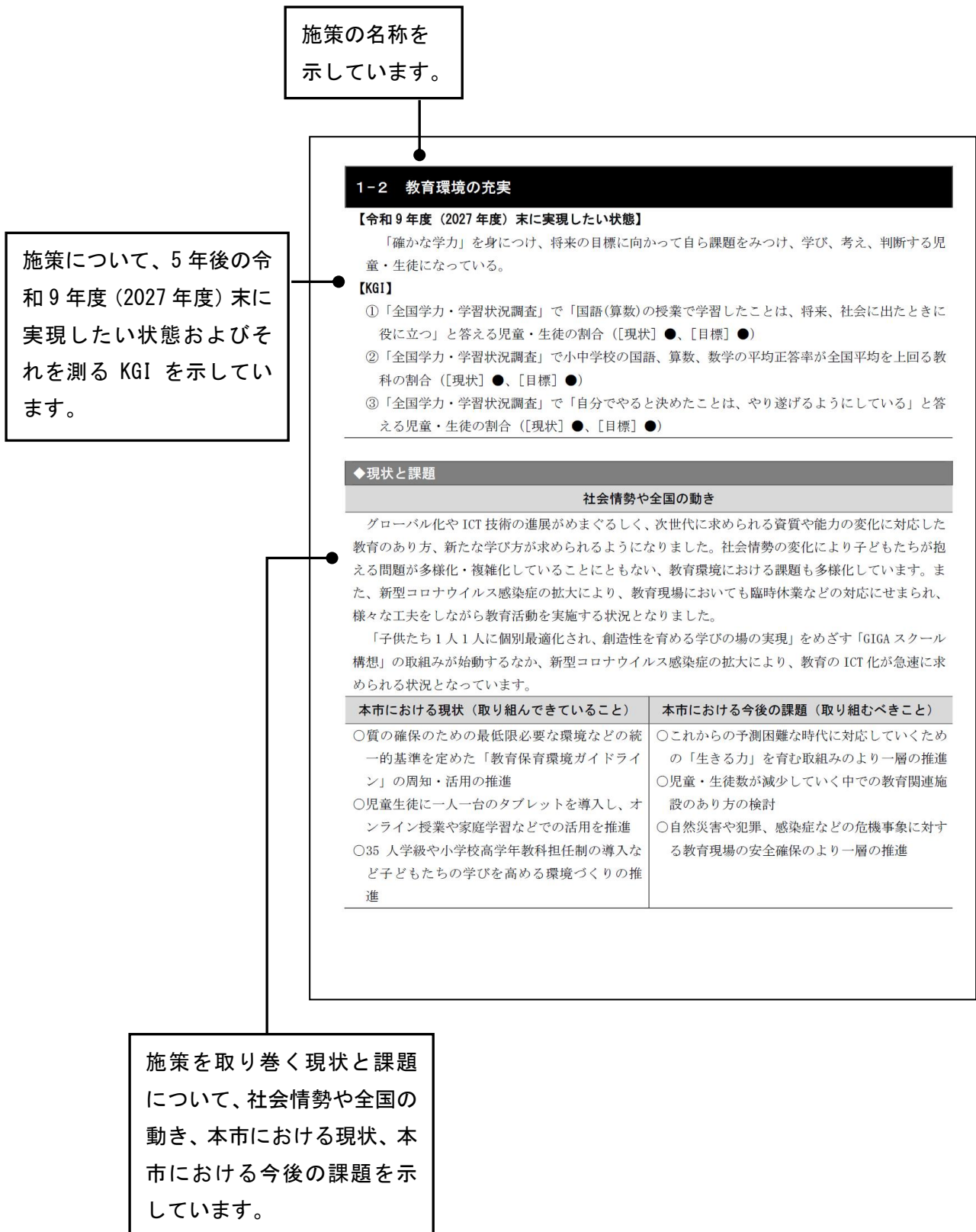
基本構想の「まちの将来像の実現に向けた基本的考え方」のもと、各施策の連携を図りながら計画を進めます。

施策を実現するための事業について実施計画を策定し、指標を活用して毎年度事業の実施状況を把握し、政策評価で検証します。検証によって必要に応じた事業の見直しを行い、PDCA サイクルによって効果的な事業推進を図ります。

また、各施策の5年後に実現したい状態の達成度をはかるための重要目標達成指標（KGI）を設定します。



3 施策の見方



現状と課題をふまえた施策の方向性と、それにとまなう主な取組みとその内容を示しています。

◆施策の方向性

(1) 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます

① 確かな学力・体力の向上を育む教育の推進

子どもたちの学習に対する興味関心を高め、ICTを活用した学びの充実などにより、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう互いにつながり、学びあい、高めあう教育を一層進めます。また、英語教育の一層の充実などグローバルな視点や外国語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成を図ります。あわせて、運動に対する興味関心を高めるなど、体力向上のための取組みを進めます。加えて、きめ細やかな指導体制、小学校高学年教科担任制の取組み・導入も進めます。

中学校における全員給食が円滑に運営されるよう取り組むとともに、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

② 豊かな人間性を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、人権教育に取り組み、子どもたちの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度や、豊かな人権感覚を育むとともに、学校図書館を一層活用するなど読書に親しむ環境づくりを進めます。

(2) 快適で安心して学べる教育環境を充実します

① 学校施設等の整備・充実

小・中学校の学校規模の適正化及び通学区域の見直しを引き続き進めます。また、通学路の安全対策に取り組みます。

学校施設等の適切な改修・更新等の維持管理に取り組むとともに、危機管理体制の強化を図り、学校内の安全性の確保に取り組みます。

② 共に学ぶ教育の推進

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「共に学び、共に育つ」教育を推進します。また、帰国・渡日、外国籍及び外国にルーツを持つ児童生徒への支援を関係団体と連携して進めるとともに、互いの文化を尊重し、学びあう多文化共生教育の取組みをより一層進めます。さらにLGBT等の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、適切な対応や相談支援に取り組めます。

③ いじめや不登校に悩んでいる子どもへの支援

関係機関と連携した学校におけるいじめへの対応力の向上を図ります。スクールソーシャルワーカーの小学校への派遣の拡充など、専門職派遣により、いじめや不登校につながる課題の早期発見や支援の取組みを進めます。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・ 学ぶことへの関心をもち、主体的に友達と学びあい、互いに高めあう学校生活を過ごしています。
- ・ コミュニケーションを大切にし、友達やまわりの人へ、分け隔てなく思いやりをもって生活をしています。

この施策を進めるにあたって、市民・事業者の主な取組みイメージを示しています。

2 施策

1 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

1-1 妊娠・出産・子育て支援の充実

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

妊娠、出産および子育てに関する個別の状況に応じた情報が提供され、適切な支援を受けることで、安心して子育てができている。

【KGI】

- ①子育てがしやすいと感じている市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ②妊娠出産について満足している者の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ③年少人口の転入超過（[現状] ●、[目標] ●）
- ④身近なところに、日ごろから親子づれが交流できる場所があると思う市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

核家族化や地域の関わりの希薄化などにより、子育ての孤立化や負担感が増大し、子育てを困難に感じる保護者が増加しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行により、妊産婦や子育て家庭の孤立化の進行や、精神的負担の増大などの状況もみられます。

就学前児童の減少が見込まれる一方、共働き世帯の増加などにより保育ニーズが高まっています。就学前教育・保育について、必要な定員を確保するとともに、質を確保する取組みが必要となっています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、子育ての支援を総合的かつ計画的に推進 ○多様な方策により保育定員の確保を進め、待機児童ゼロを維持するなど、安心して妊娠・出産・子育てができるよう取組みを推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て家庭のニーズの変化に対応した取組みの推進 ○妊娠前から乳幼児期、小学校就学へと切れめのない支援の推進 ○子育てに必要な情報提供の充実 |

◆施策の方向性

(1) 安心して産み育てられる環境づくりを進めます

①妊娠前からの正しい知識の習得や支援を受けられる環境づくり

保健師や助産師などの専門職による、妊娠に関する相談対応などきめ細かい支援を進めます。また、妊娠前からの妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得する機会の充実を図るとともに、不妊治療および不育症治療等への支援を進めます。

②産後ケアおよび乳幼児期の子育て支援の充実

出産後、育児などの支援が必要な産婦・乳児へのケアや、乳児家庭全戸訪問、育児支援家庭訪問、多胎児家庭への支援など、保護者の子育てに対する不安感や負担感の軽減に向けた支援の充実を図ります。また、地域の教育・保育施設と住民との「顔の見える」つながりを深め、地域社会全体で子育て家庭を見守る環境づくりを進めるとともに、地域の多様な人材が主体的に参加して、地域ぐるみで子育て・子育て支援に取り組めるよう、人材の育成・支援および連携を強化します。

③妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実

妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の受診により、妊産婦の心身の不調や新生児、乳幼児の疾病や障害を早期に発見し、医療機関等と連携した支援に取り組みます。

④親子の居場所や外出しやすい環境づくり

SNSを活用するなど工夫しながら、相談できる場や子どもと一緒に出かけられる場の情報発信などに取り組みます。また、子育てを応援する事業者・活動団体と協働で授乳やおむつ交換ができる施設の充実など子育て世帯が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、子育てが楽しいまちのPRを強化します。

(2) 就学前教育・保育の充実を進めます

①幼児教育・保育の質の確保・向上

就学前教育・保育における質の確保のため必要な環境や子どもとの関わりなどについての評価基準を定めた「豊中市教育保育環境ガイドライン」の一層の周知・活用を進めます。また、保育の担い手確保への支援に取り組みます。

②子育てと仕事の両立のための多様な保育サービスの提供と保育環境の整備

保育ニーズや就学前児童数を見据えながら、多様な方策により保育定員の確保に取り組みます。あわせて病児保育や休日保育、子育て相談の充実を図ります。また、老朽化施設の計画的な解消と安心・安全な教育・保育環境を整えるため、公立こども園再整備の取組みを進めます。

③乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進

乳幼児期から義務教育まで発達段階に応じた連続性のある保育・教育の充実に向けて、各小学校区の実情に応じた幼保小の連携を進めます。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・妊娠前からの正しい知識を習得し、検査や検診や治療などを受けています。
- ・妊産婦やその家族への見守り、手助けを行っています。
- ・妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や親子の居場所づくりに取り組んでいます。
- ・従業員の妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協力体制づくりに取り組んでいます。

1-2 教育環境の充実

【令和 9 年度（2027 年度）末に実現したい状態】

「確かな学力」を身につけ、将来の目標に向かって自ら課題をみつけ、学び、考え、判断する児童・生徒になっている。

【KGI】

- ① 「全国学力・学習状況調査」で「国語(算数)の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つ」と答える児童・生徒の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ② 「全国学力・学習状況調査」で小中学校の国語、算数、数学の平均正答率が全国平均を上回る教科の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ③ 「全国学力・学習状況調査」で「自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしている」と答える児童・生徒の割合（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

グローバル化や ICT 技術の進展がめまぐるしく、次世代に求められる資質や能力の変化に対応した教育のあり方、新たな学び方が求められるようになりました。社会情勢の変化により子どもたちが抱える問題が多様化・複雑化していることにもとない、教育現場における課題も多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育現場においても感染対策の徹底が求められ、さまざまな工夫をしながら教育活動を継続する状況となりました。

「子どもたち 1 人 1 人に個別最適化され、創造性を育める学びの場の実現」をめざす「GIGA スクール構想」の取組みが始動するなか、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育の ICT 化が急速に求められる状況となっています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○質の確保のための最低限必要な環境などの統一的基準を定めた「教育保育環境ガイドライン」の周知・活用の推進 ○児童生徒に一人一台のタブレットを導入し、オンライン授業や家庭学習などでの活用を推進 ○35 人学級や小学校高学年教科担任制の導入など子どもたちの学びを高める環境づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○これからの予測困難な時代に対応していくための「生きる力」を育む取組みの推進 ○児童・生徒数が減少していく中での教育関連施設のあり方の検討 ○自然災害や犯罪、感染症などの危機事象に対する教育現場の安全確保の推進 |

◆施策の方向性

(1) 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます

①確かな学力・体力の向上を育む教育の推進

子どもたちの学習に対する興味関心を高め、ICTを活用した学びの充実などにより、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう互いにつながり、学びあい、高めあう教育を一層進めます。また、英語教育の一層の充実などグローバルな視点や外国語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成を図ります。あわせて、運動に対する興味関心を高めるなど、体力向上のための取組みを進めます。加えて、教科担任制の導入を含め、義務教育9年間を見通した小・中一貫教育の推進を図ります。

中学校における全員給食が円滑に運営されるよう取り組むとともに、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

②豊かな人間性を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、人権教育に取り組み、子どもたちの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度や、豊かな人権感覚を育むとともに、学校図書館を一層活用するなど読書に親しむ環境づくりを進めます。

(2) 快適で安心して学べる教育環境を充実します

① 学校施設等の整備・充実

小・中学校の学校規模の適正化および通学区域の見直しを引き続き進めます。また、通学路の安全対策に取り組みます。

学校施設等の適切な改修・更新等の維持管理に取り組むとともに、危機管理体制の強化を図り、学校内の安全性の確保に取り組みます。

②共に学ぶ教育の推進

障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学び、共に育つ」教育を推進します。また、帰国・渡日、外国籍および外国にルーツを持つ子どもへの支援を関係団体と連携して進めるとともに、互いの文化を尊重し、学びあう多文化共生教育の取組みをより一層進めます。さらにLGBT等の子どもが安心して学校生活を送れるよう、適切な対応や相談支援に取り組みます。

③いじめや不登校に悩んでいる子どもへの支援

関係機関と連携した学校におけるいじめへの対応力の向上を図ります。スクールソーシャルワーカーの小学校への派遣の拡充など、専門職派遣により、いじめや不登校につながる課題の早期発見や支援の取組みを進めます

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・学ぶことへの関心をもち、主体的に友達と学びあい、互いに高めあう学校生活を過ごしています。
- ・コミュニケーションを大切にし、友達やまわりの人へ、分け隔てなく思いやりをもって生活しています。
- ・外国にルーツをもつ子どもの学校生活に関する支援を行っています。

1-3 子ども・若者への総合的な支援の充実

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

子ども・若者が個別の状況に応じた適切な支援を受けることにより、自分らしく安心・安全に過ごせる環境整備が進んでいる。また、将来の社会参画に向けた主体的な学びや多様な体験をしている子ども・若者が増えている。

【KGI】

- ①「全国学力・学習状況調査」で「自分にはよいところがある」と答える児童・生徒の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ②子ども・若者が地域のなかで、いきいきと活動できていると感じている市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ③地域のなかで、いきいきと活動できていると感じている市民の割合（18～39歳）（[現状] ●、[目標] ●）
- ④子育てで困ったときに頼れる支援があると答えた市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ⑤就業率（39歳以下）（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

家族形態の変化や生活課題の複雑化、地域のつながりの希薄化などにより、児童虐待相談・通告件数は年々増加傾向にあります。また、高校中途退学、ひきこもり、若年無業者（ニート）、ヤングケアラーなど、子ども・若者が社会生活を営むうえでの課題が深刻化・複合化しています。

「子どもの貧困」は、経済的な困窮に加えて、複合的な困難や社会的孤立から子どもの将来を狭め、さらに将来再び経済的困窮家庭を形成する「貧困の連鎖」が課題となっています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○訪問支援などによる早期発見・予防の取組みの推進 ○若者支援総合相談窓口の機能拡充、「豊中市子ども・若者支援協議会」の設置など、相談しやすい環境づくりの推進 ○子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークによる支援の推進 ○子ども食堂や無料・低額の学習支援など子どもの居場所づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利を守り、子育てに関する問題・不安を抱える家庭に対して、迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援が行える支援体制の強化 ○障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できる環境づくりの推進 ○生活・社会・職業的自立を視野に入れ、多職種・多機関での包括的な支援体制の充実 ○子ども・若者が担い手として自立して社会に関わっていくことができる環境づくりの推進 ○学校・家庭・地域が連携した、子どもたちの成長の支援 |

◆施策の方向性

(1) さまざまな困難を抱える子ども・家庭への支援を充実します

①児童虐待などから子どもを守る体制の強化

豊中市子どもを守る地域ネットワークの活用など関係機関の連携、体制の充実を図り、児童虐待相談へのきめ細かな支援を進めるとともに、地域社会全体で取り組めるような仕組みづくり、啓発等を進めます。また、児童相談所開設準備および開設後の取組みやヤングケアラー支援の取組みを進めます。

②発達の特性に応じた支援、障害のある子どもへの支援

子育て発達支援プログラムの実施など保護者支援の充実を図るとともに、義務教育終了後の発達障害児の支援について、関係機関と連携するためのしくみづくりなど、切れ目のない支援を進めます。

③ひとり親家庭への支援

日常生活支援、養育費確保支援、医療費助成、就労支援、相談対応など、ひとり親家庭への総合的な支援を進めます。

(2) 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します

①活動や交流ができる機会の充実

子ども・若者が主体的に参加し、多様な人との交流により、コミュニケーション力や豊かな感性を育む機会の充実を図ります。

②社会参加の促進

子ども・若者が意見を表明する機会づくりや職場体験・社会体験をする機会づくりなど、子ども・若者が社会の一員として関わることができる取組みを進めます。

③子ども・若者を総合的に支援するしくみづくり

若者支援総合相談窓口のさらなる機能充実、継続的な当事者活動の情報提供などを進めるとともに、豊中市子ども・若者支援協議会を中心に関係機関と連携しながら、子ども・若者の自立に向けて総合的・包括的な支援を進めます。

(3) 学校・家庭・地域と連携し子どもたちの健やかな成長を支援します

①地域と連携した子どもの居場所づくり

小学校における放課後の子どもの居場所づくりに加えて、誰もが集える多様な居場所の充実を図り、「豊中のまち全体が子どもの居場所になる」まちづくりを公民連携で進めます。

②家庭・地域と連携した教育力の向上

親学習の講座実施などによる家庭教育支援を進めます。また、学校支援コーディネーターによる、放課後の活動や地域活動等も含めた学校支援活動の推進など、学校・家庭・地域の連携協力の取組みの充実を図ります。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・地域の活動や交流の場に参加しています。
- ・子どもたちとの交流の場づくりに取り組んでいます。
- ・子ども・若者の居場所や職場体験・社会体験の場を創出しています。
- ・学校の教育活動に協力しています。
- ・家庭における学習環境づくりを行っています。
- ・登下校見守り活動や地域での声かけなどを実施しています。

2 安全に安心して暮らせるまちづくり

2-1 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの推進

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

社会的孤立のない「誰一人取り残さない社会」をめざして、市民・事業者・行政が一体となって、地域で支えあい、課題を解決できる地域づくりに取り組んでいる。

【KGI】

- ①誰もが住み慣れた地域で生活できるまちだと思える市民の割合（〔現状〕●、〔目標〕●）
- ②地域福祉ネットワーク会議の参加団体数（〔現状〕●、〔目標〕●）
- ③地域福祉ネットワーク会議に参加することで、課題の共有や新たな気付きにつながった人の割合（〔現状〕●、〔目標〕●）
- ④困ったときに相談する人・相談先がないと答えた人の割合（低いと社会的孤立を防ぐことにつながる）（〔現状〕●、〔目標〕●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

人口減少・少子高齢化社会を迎え、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上に、さらに令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上になり、ますます高齢化が進行します。

また、ひとり暮らし世帯の増加、地域や家庭でのつながりの希薄化などにもなう、社会的孤立が大きな課題となっているとともに、課題やニーズが複雑化・複合化しています。さらに新型コロナウイルス感染症の影響による交流機会の減少などにより、孤立の深刻化などの状況も見られます。

このようななか、令和22年（2040年）をめどに地域共生社会の実現をめざして取り組みを進めています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業の開始により、各分野間の連携を一層強化し、包括的な支援体制を整備 ○地域福祉活動の拠点の整備や各団体への支援を通し、地域福祉活動活性化のための基盤づくりを推進 ○総合相談窓口を通じた高齢者の生活支援の充実を推進 ○関係機関との連携強化等により、障害のある人の企業への就労や社会参加の促進 ○就労困難者への各種支援、就労定着支援など就労支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動に参加できる場・機会の充実と、市民一人ひとりの地域や福祉への意識・関心の高まり ○関係課の連携による、重層的支援体制整備事業の推進 ○支える側、支えられる側の区別なく、高齢者を地域全体で支えられる持続可能な環境づくりの推進 ○障害特性を考慮した支援、生涯を通じた支援の充実 ○就労困難者の状況に応じた支援メニューの開発 |

◆施策の方向性

(1) 多様な福祉ニーズに重層的に対応した福祉コミュニティの実現に取り組みます

①多分野で連携する地域福祉ネットワークの構築

市民が抱える複合・複雑化する課題に対して包括的な支援体制を充実させるため関係者間の連携強化や人材育成を行い、重層的支援体制整備事業をさらに推進します。福祉との分野間連携が必要な課題がある場合、地域共生推進員を中心に分野間が連携し課題を解決する仕組みづくりに取り組みます。また、地域福祉ネットワーク会議や地域包括ケアシステム推進総合会議において、福祉・保健・医療の関係機関等が、課題共有や連携を引き続き行います。

②地域福祉活動活性化のための基盤づくりの推進

多世代・多分野の人が交流できる環境づくりに取り組むとともに、市民一人ひとりの地域や福祉への意識・関心を高め、地域で支えあい「共に生きる」文化を醸成します。また、民生委員・児童委員や校区福祉委員会等の地域福祉活動を支援するとともに、引き続き担い手の確保に取り組みます。

(2) 介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めます

①介護・高齢者福祉サービスの充実

関係機関等との連携によるサービスの質の向上や専門職のアセスメント力の向上とともに、積極的な情報提供・相談体制の充実を図るなど、質の高い介護保険サービスが適切に提供されるよう取り組みます。

また、日常生活での不安・困りごとに対応する多様なサービス・支援が提供されるよう、地域の実情に応じた生活支援体制を重層的に整備・強化し、住み慣れた地域で安心して日常生活を継続できるよう、関係機関と協働・連携し、取り組みます。

②認知症高齢者支援の充実

認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成および活動支援、「認知症カフェ」の立ち上げ支援・普及啓発、「チームオレンジ」の構築など、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく、介護者ともに安心して日常生活を過ごせるよう、「共生」と「予防」を両輪とした認知症の支援に取り組みます。

③高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みの推進

成年後見制度の普及啓発・利用促進や利用支援のための地域連携ネットワークの構築、高齢者虐待の防止・早期発見のための周知啓発、事業者等への研修や監査など、高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みを進めます。

④高齢者が社会参加しやすい環境づくり

地域での多様な生きがいづくりやボランティア・社会貢献活動等への参加促進、就労機会の創出やシルバー人材センター事業の支援などによる就労支援の充実など、高齢者が地域社会とつながり、活躍できるよう、一人ひとりの生活機能レベルやニーズ等に応じた多様で切れ目のない社会参加を支援します。

(3) 障害者福祉サービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加を推進します**①総合的な障害者生活支援体制の充実**

保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもと、利用者が主体的にサービスを選択できる支援を充実していくとともに、質の向上および量の確保を図ります。また、多様な障害や相談内容への的確に対応、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の推進、障害者虐待の防止等への適切な対応などに取り組みます。あわせて、グループホーム等の整備を促進し、地域移行を支援します。

②障害者の就労支援の充実

各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、企業と連携しながら障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害特性を考慮した就労や就労後の職場定着を支援します。また、市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。あわせて、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする、福祉的就労など多様な形態の日中活動の場の充実に努めるとともに、福祉的就労についての人の賃金向上に努めていきます。

③障害者が社会参加しやすい環境づくり

文化・スポーツなどあらゆる場面での活動発表の機会づくりなど、主体的な社会参加の仕組みを推進します。また、さまざまな人との交流機会づくりに取り組むとともに、障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重される社会をめざして、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組みを進めます。あわせて、政策決定の場への参画等、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験等を市全体や各地域のまちづくりに最大限活かしていきます。

(4) 一人ひとりに応じた自立と就労を支援します**①生活困窮者への自立支援**

「くらし再建パーソナルサポートセンター」を中心に、さらなる支援ネットワークの充実・強化を図ります。一人ひとりの家庭環境や健康状態にも配慮した支援プランの作成による自立に向けた支援、家計の立て直し等の生活再生支援、就労に向けた支援等を引き続き進めます。生活保護においては、就労支援対象者の状況を的確に把握して就労支援を行うとともに、健診受診勧奨等の健康管理支援に関する取組みを継続することにより、生活保護受給者の生活の質の向上と健康寿命の延伸を図ります。

②個々の特性に応じた就労支援

社会経済状況の変化による影響も含め、就労困難の背景は様々であるため、就労困難者の状況に応じた支援メニューの開発を多機関との連携により進めるとともに、雇用の受け皿の充実、採用企業への支援策や新たな企業等へのアプローチによる雇用に向けたトレーニングの場の開拓を進めます。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・ 地域で共に暮らす人への理解を深め、支え合う環境づくりに取り組んでいます。
- ・ 地域住民が交流できる機会を創出しています。
- ・ 地域福祉活動に参加しています。
- ・ 地域包括ケアシステムに基づく介護サービスの提供を行っています。
- ・ 高齢者や障害者が社会参加しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- ・ 就労支援に向けた情報提供を行い、雇用機会を創出しています。
- ・ 就労困難者の実習受入れや個々の状況に応じた支援を行っています。

2-2 保健・医療環境の充実

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

すべての市民が、自身の健康について正しい知識を得る機会が充実しており、ハード・ソフト両面で新型コロナウイルス感染症対策などの社会情勢を考慮した医療体制の整備・更新が進んでいる。

【KGI】

- ①健康寿命と平均寿命の差（[現状] ●、[目標] ●）
- ②かかりつけ医を持つ割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ③保健・医療体制が充実していると感じている市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ④健康によい生活習慣を実践している市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、感染拡大防止対策、保健所や医療機関での対応など、これまでに経験したことのない事態となり、医療提供体制がひっ迫する状況も発生しました。また流行が長引くなか、こころの不調が生じたり、自殺者数が増加するなどのさまざまな影響が出ています。

令和2年（2020年）人口動態統計によると、死因について、悪性新生物（がん）、心疾患（高血圧性を除く）、脳血管疾患など生活習慣病といわれるものが変わらず上位を占めている状況で、引き続き対策に取り組むことが重要となっています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○市民が生涯にわたり健康に暮らせるよう、また必要な医療サービスが受けられるよう、取り組み推進 ○虹ねっと com の運用開始など保健・医療の充実に向けた健康管理・予防対策の推進 ○こころと体の健康づくりの推進 ○市立豊中病院を中心とした医療体制づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き新型コロナウイルス感染症への対応 ○コロナ禍に起因するフレイル予防やコロナ後遺症支援の強化 ○健康づくりの促進や地域医療体制の充実の推進 ○健診受診率が低い年代への健康意識の向上 ○市立豊中病院と医療関係団体等との連携強化のさらなる充実 |

◆施策の方向性

(1) こころと体の健康管理・予防対策を進めます

①健康に関心をもつ機会の充実

健康づくり情報の発信、健康講座や健康イベントの実施など、市民一人ひとりが自身の健康に関心をもつ機会の充実を図ります。

②健康づくりを継続できる環境の充実

けんしん(※)の重要性の啓発や健診受診勧奨、大阪府提供の『健活アプリ「アスマイル」』の活用促進などとともに、徒歩や自転車で移動しやすい空間整備や地域の交流施設の充実等の健康につながるまちづくりなど、継続的な取組みを進めます。また、若年層を含めたフレイル予防の普及啓発とあわせて、新型コロナウイルス感染症対策をふまえながら、身近な場所で取り組める住民主体の介護予防のさらなる拡充などに取り組みます。

③幼年期からの望ましい食習慣と運動習慣の定着の推進

講座やSNS等による啓発や健診時等における保健指導、学校給食を通じた食育などを通じて、ライフステージやライフスタイルに応じた正しい知識の習得と具体的な実践につながるよう取組みを進めます。また、保健指導・生活支援などの健診受診者へのフォローなど、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組みます。

④メンタルヘルス、自殺予防対策の推進

様々な世代がメンタルヘルスに関する正しい知識や情報を身につけられるような取組みを推進します。また、多機関多職種と連携・協働した取組みや、こころの不調に気づき支援につながるゲートキーパーの育成など、支援体制の充実を図ります。

(2) 生活衛生の確保を図ります

①感染症対策の推進

感染症の流行状況の把握や予防接種に関する情報発信、予防啓発など感染症予防対策を実施します。また今後の新たな感染症等の発生動向についても把握に努めるとともに感染症発生時の体制を強化し、感染拡大防止に努めます。

②食の安全確保

食品衛生に関する監視指導とともに、食中毒に関する情報や食の安全安心に関する情報の普及啓発を図り、食品による危害発生防止に努めます。

(3) 地域医療の充実を図ります

①医療連携の推進と市立豊中病院の診療体制の充実

「市立豊中病院ネット」への地域医療機関の参加拡大を図り、診療情報の共有による共同診療を推進するなど、市立豊中病院と地域医療機関の役割分担と連携による医療体制をより一層進めます。また市立豊中病院においては地域の中核病院として診療体制を強化し地域医療の安定に努めます。

②在宅医療の推進

在宅医療に参画する医療機関を拡充することで、負担軽減を図り、提供体制を強化します。また、今後需要量が増えると予測されるため、医療・介護連携の強化、患者の急変時等の対応の後方支援体制構築などにより、在宅医療の推進を図ります。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・けんしんを受診し、自らの健康管理に取り組んでいます。
- ・適切な食習慣と運動習慣を実践し、健康づくりに取り組んでいます。
- ・こころの健康についての正しい知識の習得と実践に取り組んでいます。
- ・感染症についての正しい知識の習得と実践に取り組んでいます。
- ・食の安全に関する正しい知識の習得と実践に取り組んでいます。
- ・介護と連携した在宅医療などの医療サービスを提供しています。

2-3 消防・救急救命体制の充実

【令和 9 年度（2027 年度）末に実現したい状態】

市の消防・救急救命体制が強化され、市民の防火・救急救命に対する意識が高まっている。

【KGI】

- ①消防・救急救命体制が充実していると思う人の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ②救急現場に居合わせた人により心肺蘇生が実施される割合（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

現在も新型コロナウイルス感染症に対する対応が求められる状況であり、南海トラフ地震などの大規模災害への対策、高齢化等による今後ますます増加が見込まれる救急需要への対応など、消防を取り巻く環境を注視し、常に時代のニーズにあった施策を展開していくことが求められます。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○「救命力世界一宣言」（平成 22 年（2010 年））を行い、市民や事業者と「救命力」を高める取り組み推進 ○消防・救急救命体制の強化による災害・救急対応力の向上 ○消防業務の広域連携推進による、消防資源の効率的な運用 ○火災予防体制の充実と自主救護能力の向上による災害に強いまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害や感染症等に対応する消防・救急救命体制の強化 ○高齢化等、社会情勢に応じた救急救命体制の強化と防火対策の推進 ○地震等の大規模災害に備えた自主救護能力のさらなる向上 |

◆施策の方向性

(1) 救急救命体制および防火安全対策を強化します

①救命力世界一の推進

市民・事業者の救命意識の向上と救急隊員等の教育体制の充実を図り、「救命力世界一」の取り組みをより一層進めます。

②防火対策の強化

住宅防火対策の推進や防火対象物等の違反是正の強化など、火災予防に関する取り組みを継続的に推進し、火災の未然防止および火災による被害の軽減を図ります。

③自主救護能力の向上

自主防災組織、女性防火クラブ、消防防災協力事業所などへの消火・救急・救助の訓練指導を継続的に実施し、「市民力」、「地域力」を消防資源として取り込み、自主救護能力の向上を図ります。

(2) 消防体制を充実強化します

①警防体制の強化

消防庁舎、消防車両および消防水利などの防災基盤の整備を進めるとともに、大規模災害や感染症等の発生時でも災害・救急対応に支障が出ないよう、消防体制の強化を図ります。また、地域に密着した災害活動を実施する消防団の活動を継続的に支援します。

②避難・救出体制の強化

一人暮らしの高齢者や重度障害者の日常の状況を把握するとともに、避難の方法や防火指導を行うなど、日常生活における防火対策や災害発生時の避難・救出体制の強化を図ります。

③消防の広域連携の推進

「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会」において、消防指令業務の共同運用についての具体的な検討・調整を進めるとともに、消防資源の効率的な運用を図るため、消防の広域連携を推進します。

◇市民・事業者の主な取り組みイメージ

- ・ 応急手当の習得など救命力の向上に取り組んでいます。
- ・ 住宅・事業所などの火災予防に取り組んでいます。
- ・ 大規模災害等に備えた自主救護能力の向上に取り組んでいます。

2-4 災害に強く、犯罪を防ぎ、安全に暮らせる地域づくり

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

防災・防犯の取組みが進み、安全・安心に暮らせるまちの意識が高まっている。

【KGI】

- ①防災や防犯への対策が充実していると感じている市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ②災害時にどのような行動をしたらよいか認識している市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ③治安がよく、安心して住めると思う市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ④校区自主防災組織の組織率（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

全国各地で地震や豪雨災害などの自然災害が頻発しており、南海トラフ地震の発生確率が高まっており、国土強靱化の取組みが進められています。また感染症やテロなどの危機事象への対応もあわせて、平時の備えと発生時の被害抑制に取り組む必要があります。これらの安全対策には、自助・共助が重要であり、感染症流行下で災害が発生した場合などにおいては、特に自助の取組みが重要となっています。

市民生活においては、犯罪、消費者被害や交通事故など、暮らしの安全を脅かす事象が発生しており、消費者被害は未成年者にも及んでいます。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○「豊中市強靱化地域計画」の策定や防災公園の整備など、災害への対策強化の推進 ○ICTを活用した地域の見守り機能の強化など、防犯対策の推進 ○関係機関と連携した交通安全対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○体制強化や事前の備えの推進など、災害に強いまちづくりや日ごろの安全対策の取組み推進 ○自助対策の促進や地域における防災力・防犯力向上の取組みのより一層の推進 |

◆施策の方向性

(1) 防災力の充実強化を図ります

①防災対策の充実強化

大規模災害の危機事態に対応するため、職員一人ひとりの災害対応力の強化や関係機関・事業者との連携による体制強化、防災備蓄倉庫の設置など強靱化の取組みをより一層進め、市の防災力の強化を図ります。

②地域防災力の充実強化

防災出前講座や防災の専門家による講演でのマイ・タイムラインの普及啓発や地域が主体となった防災訓練の実施などにより自助・共助の取組みを促進するとともに、校区自主防災組織の結成・活動の促進、地区防災計画やコミュニティタイムライン策定の促進等により、地域防災力の強化を図ります。また、関係部局が連携し、個別避難計画の作成促進など避難行動要支援者対策の充実化を図ります。

(2) 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります

①地域の防犯活動への支援

防犯カメラの設置・更新を促進するとともに、青色回転灯パトロール活動や見守り活動など地域で自主的に行われる防犯活動を支援します。

②防犯対策の充実

地域で行われる防犯活動と連携し、ICTを活用した見守りサービスの拡大、こども 110 番の家の協力拡大、防犯巡回活動の継続など防犯対策の充実を図ります。また、通学路を中心に設置した見守りカメラの維持管理・更新を行うことで校区における街頭犯罪、侵入盗等を未然に抑止し、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進します。

③消費者被害対策の充実

年々巧妙化する特殊詐欺の手口などについて、被害防止のための啓発、成年年齢引下げにともなう若年層に向けた啓発を強化するとともに、消費者被害に対する相談対応に関係団体と連携して継続的に取り組みます。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・家庭・地域・事業所で地震や風水害への備えに取り組んでいます。
- ・自主防災組織や防犯活動に参加しています。
- ・防災、防犯に関する啓発活動を行っています。
- ・地域や事業所で防災、防犯等の研修を実施しています。

3 活力ある快適なまちづくり

3-1 環境意識の向上と快適なまちの環境の保全・創造

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

環境を意識し、行動する市民、事業者が増え、みどり等環境に配慮したまちづくりが進んでいる。

【KGI】

- ①豊中市の自然環境や都市のみどりに満足している市民の割合（〔現状〕●、〔目標〕●●）
- ②大気や水質など、良好な生活環境が維持されていると思う市民の割合（〔現状〕●●、〔目標〕●●）
- ③市民一人あたりの公園緑地面積（〔現状〕●●、〔目標〕●●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進および環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が平成30年（2018年）に変更され、環境教育等の取組においても、SDGsとの関連をふまえたものにしていく必要があること、協働で取り組むパートナーシップの推進が必要であることなどが盛り込まれ、その基本方針に基づいて環境教育や環境パートナーシップの取組が進められています。

また、令和元年（2019年）に「グリーンインフラ推進戦略」が策定され、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組が推進されています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」と、行政計画である「豊中市環境基本計画」が両輪となって、環境に関する取組みを推進 ○「環境交流センター」での環境情報の提供・環境学習の推進 ○緑化活動への助成などによる民有地の緑化の促進 ○地域住民や市民団体との協働による、都市の良好な自然環境を形成する緑地の保全・啓発に関する取組みの推進 ○大規模公園での民間活力を活用した魅力ある公園づくりの推進 ○建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○特に次世代の担い手となる子育て世代や若年層の環境行動への関心の向上 ○「環境交流センター」において、SDGsを意識した事業展開を図る ○よりうるおいのある都市環境・景観の形成や生物多様性への配慮など多面的な視点から、自然環境や都市のみどりを守り育てる・つくる・活かす取組みの推進 ○農業者の高齢化や後継者不足により減少が懸念される農地の保全・活用 ○公園の魅力向上を目的とした公園の利活用の推進 ○航空機騒音、アスベスト（石綿）などの有害化学物質への引き続きの対応 |

◆施策の方向性

(1) さまざまなステークホルダーと連携して環境政策を推進します

①環境教育・学習の推進

市民・市民団体や事業者・学校と連携し、地球温暖化対策に関するエネルギーの利用、ごみ減量につながる 3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進、みどりの保全・創造などについての環境教育・学習に取り組みます。

②環境に関する啓発活動の推進

「環境交流センター」の効果的・効率的な運用を図り、環境活動に関心を持って活動を始め、きっかけとなるよう環境に関する意識の醸成・向上をより一層進めます。

(2) 自然環境や都市のみどりを身近に感じられる取組みを進めます

①公園緑地の整備・充実

既存の公園緑地を有効活用しながら、都市景観形成、生物多様性の保全、レクリエーション・市民交流、防災・減災に資するみどりを配置し、適正な維持管理・更新を進めます。千里中央公園やふれあい緑地などでは、民間活力を活用した魅力ある公園づくりを進めます。

②都市緑化の推進

市民がより一層みどりを身近に感じられるよう、緑化樹配付や生垣緑化助成などによる自主的な緑化活動を啓発・支援するとともに、市民・市民団体・事業者などとの協働による草花緑化やみどりのカーテンづくりなど緑化推進に取り組みます。

③農地の保全・活用

農業者の営農活動を支援するとともに、農業者と市民が共存することで将来にわたり都市農業が安定的に継続できるよう、市民農業体験の充実、市民農園の増設などを行い、農地・農業のもつ多様な機能を発揮していくことで、農地の保全および活用を図ります。

④多様な生物の生息空間の保全・創造

ヒメボタルの生息地や島熊山緑地の保全に努めるなど、希少な生物をはじめ、多様な生物の生息空間の保全・創造を図ります。また自然環境啓発イベントなどを通じて、生物多様性の保全に対する理解や関心を深めます。

⑤環境美化活動の促進

地域の公園・道路・河川・水路の清掃活動など市民・事業者の自発的な取組みを啓発・支援し、環境美化活動を進めます。

(3) 環境汚染防止対策など生活環境の改善を進めます

①環境汚染防止対策の充実・推進

アスベスト（石綿）の飛散を防止するため、改正大気汚染防止法に基づき届け出の受け付けや現地パトロールにより規制の強化を図るとともに、事業活動による大気汚染や騒音などを防止するため、工場・事業場などに対して規制基準を遵守するよう届出の指導や立ち入り検査を継続して行います。また、航空機の安全運航の確保をはじめ、騒音対策や周辺対策などを推進するとともに、大気汚染・水質汚濁・航空機騒音等の常時監視、微小粒子状物質（PM2.5）の調査・情報収集などを行い、市民へ情報提供します。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・環境学習の機会を創出しています。
- ・身近なみどりの創出や多様な生物の生息空間の保全活動に取り組んでいます。
- ・清掃活動など地域の美化活動に取り組んでいます。
- ・環境汚染防止対策を実施しています。

3-2 脱炭素・循環型社会の実現

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

脱炭素・循環型社会の実現のために、市民、事業者、行政が何をすべきかを理解し、行動できている。

【KGI】

- ①省エネなど脱炭素につながる行動を実践している市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ②食品ロスやワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減など、家庭から出るごみの減量に取り組んでいる市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ③市民一人当たりの温室効果ガス排出量（[現状] ●、[目標] ●）
- ④ごみの焼却処理量（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

令和2年（2020年）10月、国は令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。

また、循環型社会の構築に向けて、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上を掲げた「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年（2018年））等を策定し、資源生産性・循環利用率の向上や最終処分量の減量化目標、基本方針などを示しています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年（2020年）8月、地球温暖化問題の解決に向けて、吹田市と「地球温暖化対策に資する自治体間連携・協力に関する基本協定」を締結し、令和3年（2021年）2月には「気候非常事態共同宣言」を行い、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを表明 ○令和3年（2021年）7月、地球温暖化問題の解決に向けて、NATSで「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を締結し、近隣自治体と広域的な取り組み推進 ○手つかずのまま廃棄される食品やマイバッグ・マイボトル持参によるワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減、子ども服等のリユースなど、廃棄物の発生抑制・再利用と質の高いリサイクル（再生利用）の実現のために必要な取り組み推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化について近隣自治体との地域間連携への取り組み ○一人ひとりがより一層環境にやさしいライフスタイルを実践し、脱炭素社会・循環型社会を実現するため、市民・事業者・行政の協働による取り組み推進 ○市域から排出される温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けて、再生可能エネルギーへの利用促進や地産地消の仕組みづくりの推進 ○食品ロスおよびワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に向けた取り組み推進 |

◆施策の方向性

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組みを進めます

①省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進

令和 32 年度（2050 年度）までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざすために、省エネルギーと再生可能エネルギー導入の促進、CO₂ 排出量と吸収量の均衡を図るカーボンオフセット事業などを進めていきます。また、市民・事業者・行政が「自分ごと」として問題意識を持ち、身近なところから行動し、継続してもらえるよう、動画や SNS を活用した普及啓発に取り組みます。

②脱炭素社会に向けた広域的な連携

吹田市や NATS との協定に基づく、再生可能エネルギーの導入促進やプラスチックごみ削減等の共同事業など近隣自治体等との広域的な取組みを進めます。

(2) 循環型社会の構築に向けた取組みを進めます

①廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）の推進

廃棄物の減量に向けた啓発等の取組みに加えて、手つかずのまま廃棄される食品やワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に関する取組みを進めるなど、市民・事業者・行政の協働で、廃棄物の発生抑制・再使用と質の高いリサイクルをより一層推進します。

②廃棄物の適正処理の推進

発生した廃棄物が適正に処理されるよう、収集体制や処理施設の維持・整備に継続的に取り組みます。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・建物や機器の省エネルギー化に取り組んでいます。
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。
- ・紙ごみや食品ごみ、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に向けた発生抑制・再利用と質の高いリサイクル（再生利用）活動を実施しています。
- ・廃棄物の適正処理に取り組んでいます。
- ・充電式電池等の適正な排出に取り組んでいます。

3-3 安全で安心なまちの基盤づくり

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

道路、上下水道、交通環境の計画的な修繕、更新および整備等により、まちの基盤が改善されている。

【KGI】

- ①上下水道事業に対するお客さま満足度（〔現状〕●、〔目標〕●）
- ②誰もが安全に安心して気軽にでかけられるまちと感じている市民の割合（〔現状〕●、〔目標〕●）
- ③交通事故発生件数（〔現状〕●、〔目標〕●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための長寿命化の取組みが進められているとともに、Society5.0の実現に向け、都市の抱える諸課題をICT等の新技術を活用して解決し、持続可能な都市を形成していく取組みが進められています。また、市街地整備については、「公民連携でビジョンを共有し、多様な手法・取組を組み合わせ、エリアの価値と持続可能性を高める更新」（市街地整備2.0）へと大きく転換を図る必要があると提言されています。

さらに、人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力が低下するなか、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出することが求められ、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォークアブルなまちなかの形成）が推進されています。また、新型コロナウイルス感染症流行下における新しい日常に対応するための当面の道路施策の実施や、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会から2040年に向けた道路政策ビジョンが提言されたことを受けて、これからの道路施策の検討が始まるなど、将来を見据えた新たな道路施策の展開が進められています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○高度経済成長期に集中的に整備した道路・橋梁・上下水道などの老朽化が進行し、適正な維持管理・更新のため、それらの長寿命化の推進 ○密集市街地における不燃化の促進 ○西部・南部のデマンド型乗合タクシーの運行開始などによる交通空白地の解消 | <ul style="list-style-type: none"> ○不燃化や耐震化促進に関する普及啓発、住環境の改善と防災性の向上に向けた取組みの推進 ○バリアフリー化の推進 ○交通環境の変化をふまえた現状および将来的な市民ニーズの把握 |

◆施策の方向性

(1) 安心して暮らせる市街地の形成を進めます

①密集市街地対策と耐震化の推進

密集市街地では、引き続き、主要生活道路・緑道の整備や木造住宅等の除却費補助等により住環境の改善と防災性の向上を進めるとともに、地域の活性化を図るためのまちづくりに取り組みます。また、市全体において、民間住宅などの耐震化に対する普及啓発や支援などにより、既存建築物の耐震化を促進します。

②バリアフリー化の推進

地域共生社会の実現、社会的障壁の除去をめざし、バリアフリーマスタープランや実行計画・基本構想を策定して、多様な個性の人々に配慮し、計画的にハード・ソフトの一体的な取り組みを進めていくとともに、定期的な評価・見直しを進めます。

③上下水道の充実

独立した公営企業として経営基盤の強化を図り、いつでも安心して水が利用され、汚水や雨水が適正に処理できるよう、老朽化した施設の更新や耐震化などを進めます。

(2) 安全・安心なみちづくりを進めます

①道路整備の推進

平常時だけではなく、災害時には緊急交通路となる災害に強い都市基盤施設として、信頼性が高く、便利な暮らしを支える道づくりとともに、道路利用者にとって安全・安心な道路環境の実現と、脱炭素社会の実現などもふまえた人や環境にやさしい道づくりに取り組みます。

さらに、地域や関係機関との協働・連携のもと、親しみあふれ活力ある道づくりを進めます。

②橋梁等の長寿命化の推進

急速に進行する高齢化橋梁等について、定期的な点検の継続的な実施により損傷状況を的確に把握し、損傷が軽微な段階で修繕する予防保全型の維持管理を行うことにより長寿命化を図ります。

(3) 安全・安心な交通体系を整備します

①公共交通の充実

高齢化が進む中、マイカーに頼らなくても移動できる交通体系の構築をめざし、事業者などと連携しながら、利用者ニーズに沿った持続可能な公共交通網の維持・改善・サービスの向上に取り組みます。

②交通安全対策の推進

警察など関係機関と連携し、交通安全教室や街頭啓発、通学路交通安全プログラムの策定および進捗管理を進め、交通安全対策や自転車をはじめとした交通マナーの啓発に取り組みます。

◇市民・事業者の主な取り組みイメージ

- ・ 災害に備え、住宅など既存建築物の耐震化に取り組んでいます。
- ・ 商業施設や事業所などのバリアフリー化に取り組んでいます。
- ・ 利用者のニーズに沿った安全で利便性の高い公共交通サービスの提供に取り組んでいます。
- ・ 交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組んでいます。

3-4 だれもが住みやすい住環境の実現

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

鉄道駅周辺や空港などに賑わいがあり、良好な住環境やまちなみが維持されている。

【KGI】

- ①豊中市に住み続けたいと思う市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ②景観や風景・まちなみなどに愛着や誇りを感じると思う市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ③市内各鉄道駅の乗降客数および大阪国際空港旅客数（[現状] ●、[目標] ●）
- ④住環境が魅力的だと思える市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

少子高齢化が進み、将来的には人口減少が予想されていることから、高齢者や子育て世代が安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現や、財政面および経済面において持続可能な行財政運営基盤の構築などを推進するため、『コンパクト・プラス・ネットワーク』（地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり）の考え方に基づく都市づくりが進められています。これに伴い、効率的な都市機能サービスを維持していく拠点づくりや、事業所集積地での住工混在防止などの課題に対して居住・都市機能・産業の適切な土地利用誘導などが進められています。

また、高齢化の進行、世帯構成と、ライフスタイルの変化などに対応して、誰もがそれぞれの状況に応じた住まいを柔軟に選択でき、高齢期になっても安心して暮らせるよう、住宅セーフティネット機能の強化などの住宅・住環境づくりに向けた公民連携での取組みを進めることがより一層必要となっています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○千里中央地区再整備に向けた協議・調整、「豊中駅周辺再整備構想」策定、「大阪国際空港周辺地域再整備構想」策定など、まちの再生・発展に係る取組み推進 ○市内分譲マンションの管理適正化に向け、豊中市マンション管理適正化推進計画を策定 ○民間賃貸住宅の活用や制度の周知・啓発など住宅セーフティネット構築の取組み推進 ○地区計画や都市景観形成推進地区などの制度を活用した魅力的な住環境や景観づくりの取組み推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者との調整により地域特性を活かした都市の拠点づくりの取組み推進 ○将来世代に向けた住宅の性能向上のための取組みや空き家対策、マンションの管理適正化に向けた取組みなどの推進 ○誰もが安心して住み続けられる住宅の確保策の充実 ○住民が主体となった地区計画や都市景観形成推進地区などの制度の活用についての継続的な支援の実施 |

◆施策の方向性

(1) 地域特性を活かした都市の拠点づくりを進めます

①千里中央地区周辺の活性化

北大阪地域のにぎわいと活力の中心地として、引き続き土地利用の再編や多様な都市機能の誘導など官民協働の取組みを進めます。

②鉄道駅周辺の活性化

各鉄道駅を中心に、地域の特色を活かし、多様な主体との連携・協働を引き続き図りながら、中心市街地の活性化につながるまちづくりを進めます。

③大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進

広域的な交通・交流の拠点として、地域の発展に大きく寄与する重要な社会資源である大阪国際空港や周辺の場外用地を活かしながら、周辺地域の活性化に向けた取組みを進めます。

(2) 社会環境の変化に応じた住まいの確保を支援します

①良質な住宅ストック形成の促進

多様なライフスタイルや社会ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成や誰もが安心して住み続けられる住まいを確保するための取組みを進めます。

また、分譲マンションの管理適正化や円滑な建替えに向けた取組みを進めるとともに、既存住宅の流通促進、管理不全空き家の改善・解消など、総合的に空き家対策に取り組みます。

②安心して住み続けられる住宅の確保

多様な住宅確保要配慮者に対応する住宅セーフティネットを構築するため、セーフティネット住宅の活用や居住支援に関する取組みおよび市営住宅の適正な管理運営を進めます。

市営住宅については、民間のノウハウを活用しながら、長期的視点に立った維持修繕および整備を進めます。

(3) まちの魅力として継承される住環境づくりを進めます

①良好な住環境の維持・継承

周辺環境と調和した秩序ある良好な市街地形成の誘導を図ります。住民が主体となった地区計画や都市景観形成推進地区（景観計画）などの制度を活用した住環境づくりを進めます。

②適切な規制誘導による土地利用の推進

社会環境の変化に対応しながら、良好な住宅地としてのまちの魅力を維持・継承していくため、引き続き市民・事業者の協力のもと、法令を遵守し周辺環境と調和した、秩序ある土地利用を進めます。

③良好な都市景観の保全・創造

地域の自然や地形、歴史性、景観特性を活かしながら、心地よく活気のある都市空間の創出や心に響く文化空間の創造、都市・地域の顔づくりをめざし、個性豊かで、魅力あふれる都市景観を創出します。また、周知・啓発や表彰の取組みを充実させ、景観の重要性を感じ、自ら良好な景観を大切にす意識の醸成を図ります。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・地域の特色を活かしたにぎわいづくりに取り組んでいます。
- ・景観や近隣との調和に配慮し、住まいの管理や良好な住環境の維持・継承に取り組んでいます。
- ・地域に関心をもち、地域のまちづくりに参画しています。

3-5 産業振興の充実

【令和 9 年度（2027 年度）末に実現したい状態】

産業が地域社会を支え、生活を豊かにする好循環に繋がっている。

【KGI】

- ①事業所数（[現状] ●、[目標] ●）
- ②域内循環率（[現状] ●、[目標] ●）
- ③市内に魅力的なお店や企業がたくさんあると思う市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

グローバル化の加速、ICT の発展・普及などにより産業のあり方が大きく変化し、第 4 次産業革命の技術革新を取り入れ、さまざまな社会課題を解決する Society 5.0 の実現をめざした取組みが進められています。そのような中、デジタル技術により人々の生活をより良いものへと変革する DX の推進や、経済と環境の好循環につなげるための産業政策として「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和 2 年（2020 年））が示されるなど産業のあり方の変革が求められるようになっていきます。さらに新型コロナウイルス感染症の世界的流行などの影響により不確実性が高まるなど、経済・産業をとりまく情勢が厳しくなっており、民間の努力だけで対処できる状況ではないとの認識のもと、ポストコロナを見据えた中長期の視点を示した「経済産業政策の新機軸」（令和 3 年（2021 年）6 月）が経済産業省から打ち出されました。この新機軸では、コロナ禍の経済情勢に応じた的確な対応とともに、コロナ禍を経て、新たな付加価値を中長期的に獲得し、成長を続けられる産業構造の構築にむけて、経済産業政策全体の新たな方向性が示されています。

また、ICT の発展・普及で、職場にいなくても仕事をこなすことが可能になり、フレックス勤務やテレワークなど柔軟な働き方が普及する可能性が生まれました。アフターコロナを見据え、人手不足の解消と労働生産性の向上が求められる中、今後もデジタル化の進展、多様な働き方を選択できる働き方改革がより一層進むことが予想されています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年（2018 年）「豊中市企業立地促進計画」の策定、産業誘導区域の設定に伴う奨励金の拡充による企業立地の促進 ○「とよなか起業・チャレンジセンター」や「とよなか創業ナビ」による起業支援の充実や市内産業の活性化に向けた取組みの推進 ○新型コロナウイルス感染症による影響に対し、地域経済の再生・活性化を最優先にした、事業者支援策、消費喚起策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、社会・経済情勢の変化に対応した持続可能な発展ができる環境づくり ○地域の特性や資源を活かした多様な産業集積の推進 ○多様な働き方が選択でき、安心して働き続けられる環境づくりの推進 |

◆施策の方向性

(1) 地域産業を支援し、投資・消費・働く場が活性化するための体制をつくります

①産業振興のための企業立地の促進

大阪都心に隣接し、大阪国際空港や高速道路などをはじめとした広域交通網や、大学・研究機関の所在など、本市の立地特性を活かした企業立地を促進します。また、産業誘導区域・重点エリアへの企業立地の取組みを推進し、事業所の安定した操業環境の維持・形成を図ります。

②市内事業者の成長促進の支援および地域の商業活性化の推進

地域経済の好循環を形成し、その流れを太くしていくため、市場ニーズ・動向をふまえた商品開発や販売戦略など中小企業の新たなチャレンジと地域の商業活性化への取組みを支援します。また、市内事業所の人材確保を支援するため、潜在的労働力を掘り起こすとともに、市内で働いている人が安心して働き続けられる環境づくりを行い、市内事業所への就業を促進します。

③まちの活力とにぎわいの創出につながるビジネスの支援

まちに活力やにぎわいをもたらし続けるためには、市内外を問わず、「多くの人々を引きつけ、訪れてもらえるまち」であることが重要となるため、起業支援体制の充実、フリーランスといった多様な働き方や推進等「個が活躍する場づくり」や、「コミュニティビジネスの推進」「商業集積地の魅力向上」「消費活動の利便性向上」等に向けた支援を行います。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・市内産業や新たな事業展開に取り組んでいます。
- ・新たな事業を展開しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- ・経営力の向上に取り組んでいます。
- ・雇用機会を創出しています。

4 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

4-1 共に生きる平和なまちづくり

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

ジェンダー、障害、人種、国籍などの多様性の理解が進むことにより、一人ひとりの違いを社会が認め、人権を尊重し平和を大切にする意識が高まっている。

【KGI】

- ①人権が尊重されていると感じる市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ②日本人にとっても、外国人にとっても住みやすいまちだと思える市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ③人権について考える機会があった市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ④ジェンダー、障害、人種、国籍などの多様性の理解があるまちだと思える市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
- ⑤平和について考えたことがあると答えた市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」などの法律に基づいた差別を解消するための取組みが進められていますが、同和問題やジェンダー・障害者・外国人・高齢者・子どもなどに関わるさまざまな人権問題は依然として存在しています。また、今日では、性的マイノリティへの偏見や差別、情報化社会の進展にともなったインターネット上での人権侵害や新型コロナウイルス感染症にともなった人権侵害など新たな問題も生じています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○「非核平和都市宣言」（昭和58年（1983年））や「人権擁護都市宣言」（昭和59年（1984年））、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」（平成11年（1999年））に基づき、人権文化のまちづくりの取組み推進 ○拠点施設として「人権平和センター」を令和2年（2020年）に開設し、啓発事業等の充実 ○「日本非核宣言自治体協議会」や「平和首長会議」への加盟、核実験等実施報道に接して抗議文を送付するなど、非核平和の実現に向けた取組み推進 ○同和問題や男女共同参画、多文化共生等の啓発事業などの取組み推進 ○虐待やDV・性暴力等に関する相談、被害者の安全確保等の対応、予防対策等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者・関係機関などとの連携の強化に努め、より一層、人権と平和が尊重されるまちの実現に向けた取組み推進 ○新たな人権課題に対応した啓発等の推進 ○相談窓口の周知強化、関係機関との連携による潜在的ケースの掘り起こしなどの強化 |

◆施策の方向性**(1) 非核平和都市の実現をめざすとともに、同和問題をはじめとした多様な人権課題に関わる差別の解消を図り、人権と平和が尊重されるよう取り組みます****①非核平和意識の高揚**

次世代に平和の大切さが継続的に継承されるよう、平和月間の取り組みをはじめ、教育・啓発活動の内容・手法を充実し、非核平和意識の高揚を図ります。

②人権教育・啓発の推進

同和問題、ジェンダー・障害者・外国人・性的マイノリティなどの人権問題、SNS 上での人権侵害や新型コロナウイルス感染症で生じた人権侵害など、多様化・複合化する人権課題の解消に向け、効果的な学習会の開催など人権教育・啓発活動を進めます。

③相談・支援体制の充実

相談窓口の周知強化や研修による相談員のスキルアップなど、人権平和センターを拠点とする相談・支援体制の充実を図ります。

④虐待や差別などの人権侵害の予防・防止対策の充実

虐待や差別などの人権侵害を受けた被害者を支援するため、関係機関との連携を深めるとともに、市民などへの普及啓発や相談、被害者の安全確保、自立した生活の援助など支援体制の充実に取り組みます。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます**①すべての人へのエンパワーメントの支援**

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷを中心として、性別や年齢、国籍、人権、障害の有無にかかわらず、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、それぞれの状況や課題、目標に応じて、自立への力を育むためのエンパワーメント支援に取り組みます。

②あらゆる分野での女性活躍の推進

政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大、すべての人が希望に応じたさまざまな働き方、学び方、生き方を選択できるよう、多様な働き方への支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを通じて、あらゆる分野での女性の活躍を推進します。

③DV・性暴力の予防・防止対策の充実

DV・性暴力に関する周知・啓発を行い、暴力に対する認識・意識の向上を通じて、予防に向けて取り組むとともに、相談窓口の周知強化、関係機関・民間団体との連携を深め、緊急時における安全の確保、自立支援の充実などに取り組みます。

(3) 多文化共生のまちづくりを進めます**①多文化共生施策の充実**

国籍や年齢、さまざまな文化的背景などの多様性を大切に、あらゆる人々が、地域社会の構成員として共に暮らせるよう、社会経済状況の影響を含め、外国人市民の状況を把握し、学習・社会参画の促進や環境整備など、関係団体との連携による適切な相談・支援に継続的に取り組めます。

②国際交流・国際協力活動の推進

国際交流センターを中心として、社会経済状況をふまえながら、留学生支援等の国際交流や協力活動を行っている市民団体などとの連携に取り組めます。

◇市民・事業者の主な取組みイメージ

- ・ 非核平和・人権に関する学習会などに参加・参画しています。
- ・ 一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるための取組みをしています。
- ・ 地域・職場・学校・家庭など全ての場においての人権侵害の防止に取り組んでいます。
- ・ 男女共同参画社会実現のための取組みをしています。
- ・ 雇用・就労の場における機会の均等や働き続けやすい労働環境づくりに取り組んでいます。
- ・ 多文化共生への理解を促進する啓発事業や交流事業などに参加・参画しています。

4-2 学びと文化のあふれるまちづくり

【令和 9 年度（2027 年度）末に実現したい状態】

市民が、文化芸術・生涯学習・スポーツなどの活動に親しむための機会が増加しており、すべての人にとって人生を豊かにするための環境が作られていることで、まちの活力と賑わいが創出されている。

【KGI】

- ① 今後も住み続けたいと思う市民の割合（〔現状〕 ●、〔目標〕 ●●）
- ② 社会増加数（豊中市統計書）（〔現状〕 ●、〔目標〕 ●●）
- ③ 文化的なまちだと思う市民の割合（〔現状〕 ●●、〔目標〕 ●●●）
- ④ 生きがいをもって心豊かに暮らせるまちだと思う人の割合（〔現状〕 ●●、〔目標〕 ●●●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

「文化芸術基本法」（平成 29 年（2017 年））、「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第 1 期）」に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることで「文化芸術立国」の実現をめざしています。

また、教育基本法に基づき、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」をめざして生涯学習の振興に取り組んでいます。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「豊中ブランド戦略」に基づく、都市イメージ向上、市民が音楽等の地域資源にふれる場の創出などの取組み推進 ○ 拠点施設として「文化芸術センター」をオープン（平成 29 年（2017 年））するなど、市民が文化芸術に触れる機会の充実 ○ 「豊中市文化芸術推進基本計画」（令和 3 年（2021 年））の策定 ○ 地域や関係機関などとの連携により、公民館や図書館等での、あらゆる年代の市民が学び、社会参加できる場や機会・情報の提供 ○ 「スポーツ推進計画」に基づいた、市民の健康の保持・増進の取組み推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な分野で、多様な切り口での魅力創造・発信の取組み展開 ○ 新型コロナウイルス感染症流行時における文化芸術、生涯学習、スポーツに関する機会や場の充実 ○ 「豊中市文化芸術推進基本計画」に基づいた南部地域でのイベントの実施や子どもの感性を育む事業などの積極的な展開 ○ 図書館施設の老朽化等に対し、今後を見据えた戦略的な施設配置等についての検討、「（仮称）中央図書館基本構想」に基づく事業推進 ○ 引き続き誰もが身近に取り組める身近なスポーツの普及・啓発 |

◆施策の方向性

(1) 都市の魅力と文化芸術の創造、歴史・文化資源の保全・活用を進めます

①魅力創造・発信の推進

本市が「暮らしの舞台」として選ばれるよう、各分野の取組みと連携しながら、地域資源や地域特性を活かした都市の魅力を生み出し、多様な媒体を活用して発信します。また、市と団体、団体同士の交流を深め、音楽やアートなど多様な分野を切り口とした都市ブランドを向上させる取組みを展開します。

②文化芸術にふれる機会や活動の場の提供

年齢や障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、あらゆる市民が多様な文化芸術の機会を享受できるよう、文化芸術にふれられる機会の充実を図ります。

③文化芸術の担い手の育成と市民の文化芸術活動への支援

文化芸術振興をより一層進めるため、子どもたちの豊かな感性・創造性を育む取組みの充実や、文化芸術を担う人材の育成を推進するとともに、助成金の支給など、市民の自主的な文化芸術活動を支援・顕彰する取組みを推進します。

④“音楽あふれるまち豊中”の推進

「とよなか音楽月間」の取組みをはじめとし、市民が身近に音楽に親しむことができるよう、多様な主体との取組みを、新たな魅力を加えながら多彩に展開し、音楽に親しむことのできる場と機会の充実を図ります。

⑤歴史・文化遺産の保存と活用

本市の歴史・文化遺産を次世代に継承していくため、郷土資料館を拠点に周知や啓発を図り、市民の生涯学習や学校での郷土学習の場として活用します。また、一元的に文化財を保存活用できる施設を周辺の施設再編にあわせて確保します。

⑥姉妹都市・兄弟都市との交流促進

姉妹都市のサンマテオ市（アメリカ、カリフォルニア州）と兄弟都市の沖縄市とは、オンラインの活用や相互訪問などにより交流を継続するとともに、市民間での交流促進を支援します。

(2) 生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます

①学びの支援と学習機会の充実

生涯を通して学ぶことができるよう、市民の多様な学習意欲、知的好奇心への支援やさまざまな学習機会・学び直しの場や機会・情報の提供とともに、ICT化の促進等により、いつでも、どこでも、何度でも学べる環境の整備、生涯学習推進の拠点となる中央図書館の整備などの取組みを進めます。

また、公民分館をはじめとする地域活動団体、市民、高校、大学、関係機関などとの連携・協働を更に促進させ、新たな事業の創出や幅広い分野での学習機会の充実を図ります。

②地域における学習活動などの推進

多世代の交流を促進し、学習を通して得た知識や成果を生活課題や地域課題の解決に向けた取組みにつなげるための場や機会づくりを進めます。また、多様な主体間の相互連携を促進させるとともに、地域における主体的な学習や社会教育などの活動が活発に行われるよう、担い手となる人々の出会いの場づくりと育成・交流の支援を行います。

(3) スポーツにふれる機会の創出とスポーツ施設の環境整備を進めます**①市民がスポーツにふれる機会の創出**

子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた生涯スポーツ活動を支援するとともに、スポーツ大会やイベント等、スポーツにふれることができる多様な機会の創出に取り組みます。

②安心して利用できるスポーツ施設の環境整備

市民のスポーツ活動等の機運を醸成するため、スポーツ施設の利用促進を図り、安心して身近なところでスポーツに親しめる環境の整備に取り組みます。

◇市民・事業者の主な取り組みイメージ

- ・文化芸術活動に参加し、発信しています。
- ・文化芸術活動を支援しています。
- ・歴史・文化遺産の保存・活用の取り組みに参加・参画・支援しています。
- ・歴史・文化資源の魅力発信を行っています。
- ・姉妹都市・兄弟都市との交流に取り組んでいます。
- ・生涯学習の場や機会を創出しています。
- ・生涯学習での成果を地域に還元しています。
- ・スポーツの場や機会を創出しています。

5 施策推進に向けた取組み

5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

市民・事業者がニーズに応じた市政情報を受信できており、市政に参画できる機会が充実し、地域活動や市民公益活動への参加が進んでいる。

【KGI】

- ①市内で何らかの地域活動や市民公益活動に参加している人の割合（〔現状〕 ●、〔目標〕 ●）
- ②市からの情報提供に満足している市民の割合（〔現状〕 ●、〔目標〕 ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

全国的にまちづくりへの市民参加、協働、官民連携が進んでいるなか、国の令和22年（2040年）を見据えた「自治体戦略2040構想研究会」では、「公共私による暮らしの維持」として、新しい公共の協力関係や暮らしを支える担い手の確保が必要とされており、多様な主体の連携、協働によるまちづくりが一層重視されています。

| 本市における現状（取り組んでできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページやソーシャルメディアなど多様なツールを活用した市政情報の発信、市政参画機会の拡大 ○市民公益活動団体、地域自治組織、自治会活動等への支援による教育・福祉・環境・防犯などさまざまな分野での協働によるまちづくりの推進 ○新型コロナウイルス感染症流行下での地域活動実施に関する相談対応、活動再開支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○協働によるまちづくりをより一層進展させるため、デジタル技術を活用した効果的な情報発信、市民参画機会の拡大 ○協働への理解促進・意識の浸透、地域課題の共有・対応など、情報共有・参画・協働のしくみのさらなる充実 ○これまで以上に多様な人たちが関われるよう、地域コミュニティの活性化の推進 ○地域活動における新型コロナウイルスの影響等による新たな課題への対応 |

◆施策の方向性**(1) 市政情報の発信・提供・公開を推進します****①多様なツールを活用した広報・情報発信の充実**

広報誌やホームページ、ソーシャルメディアなど多様なツールを効果的・効率的に活用し、ツールの特性を活かした取組みを進め、市政情報が市民に広く伝わり共有されるよう、より一層の発信・提供・公開を推進します。

(2) 市民が参画できる機会の充実を図ります**①多様な広聴機会を活用した市民ニーズの把握**

従来からのアンケートや意見交換会などとあわせて、インターネット（オンライン）やソーシャルメディアの活用など多様なツールを活用した機会づくりや市民や事業者が市長と直接対話する機会の充実など、市民意識・意見を把握する機会を充実させ、その成果が市政へ活かされるよう取り組みます。

②市政への市民参画の機会の充実

課題の把握・計画・実施・評価など市政を進めていく各段階において、インターネット（オンライン）やソーシャルメディアなどを活用し、多様な立場の人が参画できる機会の充実を図ります。

(3) 地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します**①地域活動の担い手の確保と活動支援**

情報発信や機会の提供などを一層進めることで、地域活動への理解を深め、地域の人々のつながりづくりや地域への愛着・地域へ主体的に関わろうとする意識の醸成を図り、地域を知り、関心を持つきっかけづくりにつながるよう支援します。あわせて、地域自治組織の形成や自治会加入の促進など、地域活動への支援を行い、地域コミュニティの活性化を進めます。

②多様な主体による協働の推進

新型コロナウイルスの影響で新たに発生した課題など、さまざまな地域課題の共有を図り、多様な視点から、課題の解決に向けた取組みが推進できるよう、市民・事業者など多様な主体との協働をより一層推進します。

③市民が主役のまちづくりの推進

多様な分野で継続的に市民・事業者が市民公益活動に取り組めるよう、支援の制度や仕組みの充実を図ります。また、活動などの情報発信や交流事業などによる活動間の連携促進を図ります。

5-2 持続可能な市政運営の推進

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

社会環境の変化に柔軟に対応しながら、安定した税収入と支出のバランスのもと、市民サービスが向上し、行政サービスに満足している市民が増えている。

【KGI】

- ①市民サービス満足度（[現状] ●、[目標] ●）
- ②豊中市の人口（[現状] ●、[目標] ●）
- ③豊中市の生産年齢人口（[現状] ●、[目標] ●）
- ④市税収入（[現状] ●、[目標] ●）
- ⑤経常収支比率（[現状] ●、[目標] ●）
- ⑥職員エンゲージメント（[現状] ●、[目標] ●）

◆現状と課題

社会情勢や全国の動き

地方分権改革により、地方自治体においては、限られた資源のなかで、地域の特色を活かした創意工夫のもと、自己決定と自己責任による自治体運営が進められています。

また、「統合イノベーション戦略 2021」や「デジタル田園都市国家構想」が打ち出されており、持続的な生活基盤を有する社会の実現に向けて、都市や地域が抱える課題をデジタル実装等を通じて解決を図り、誰一人取り残されずすべての人が新たな技術やデジタル化のメリットを享受できる豊かな暮らしを実装する「スマートシティ」を全国に展開し、「Society5.0」を実現することをめざしています。そのようななか、新型コロナウイルス感染症の影響等により、デジタル化や働き方改革の動きが加速しています。

| 本市における現状（取り組んできていること） | 本市における今後の課題（取り組むべきこと） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年（2020年）8月、「とよなかデジタル・ガバメント宣言」を発出 ○デジタル技術を活用した行政サービスの提供による市民の利便性・快適性の向上 ○紙の使用削減、ウェブ会議やテレワークの推進によるワークスタイルの変革 ○ふるさと納税を活用した歳入確保等、持続可能な財政運営の継続 ○新型コロナウイルス感染症対策による歳出増に対し、国の臨時交付金の活用や事業の見直し等による財源の創出で実質収支黒字を達成 ○「公共施設等総合管理計画」をふまえた市有施設の更新および長寿命化の取り組み推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○デジタル技術によって、さまざまな主体がつながりあい、市民の暮らしや地域経済を支え、まちの発展につなげていく取組みの推進 ○デジタルを活用したワークスタイルの変革による生産性の向上 ○デジタル化の取組みを軸としながら、より一層効果的・効率的で持続可能な市政運営の推進 ○社会保障関係経費の増大や、市有施設の老朽化対策費用の増加を見込んだ財政運営 ○新型コロナウイルス感染症への対応など、新たに発生する行政をとりまく事象へ対応できる市政運営体制づくり |

◆施策の方向性

(1) 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます

①適正性・公正性・公平性を確保した業務執行

法令に基づき業務を適正に執行するとともに、内部統制制度・監査制度（監査委員監査・包括外部監査）などを引き続き確に実施します。また、行政不服審査制度・苦情処理制度などにより、市民の権利利益の救済を図り、行政の適正な運営を確保します。

②行政評価制度に基づく総合的な施策推進

成果重視の行政評価制度に基づき、政策評価を毎年度行うなど、職員間で施策や事務事業の目的や課題を共有するとともに、市民への説明責任を果たすことで、引き続き市民と目的や課題などの情報を共有し、成果と効果を重視した総合的な施策推進を図ります。

③人材育成の推進

時代の変化に対応した質の高い市民サービスを提供するため、職場と人事制度の連携による総合的・計画的な取組みを進め、研修などを通じた職員の自己啓発による成長を促進します。

④財源の確保および財政健全化の推進

公正・公平な課税の推進および債権回収整理の高度化に取り組むと同時に、ふるさと納税制度を活用した寄附文化の醸成や市有資産の有効活用、国・府・地方債等財源における新たな歳入の創出など、引き続き財源の確保に取り組めます。また、新たな発想による既存事業の見直しや税データの分析を活用するなど、財政健全化に取り組めます。

⑤公共施設の計画的な管理・運営

将来にわたって安定して公共施設を維持できるよう、公共施設等総合管理計画に基づいて、引き続き市有施設の更新や長寿命化などの対策を進めるとともに、公共施設総量の枠組みに沿った施設の統合や複合化による施設再編を進め、計画的に管理・運営を図ります。

⑥安定した社会保障制度の運用

社会保障サービスの提供を持続可能なものにするために、保険制度の適切な運用に取り組めます。

(2) デジタル技術を活用した便利で快適なまちづくりを進めます

①行政のデジタル化の推進

行政手続き等のオンラインサービスの拡充や電子決済（キャッシュレス）の推進、AI や XR などの先進技術の実装など、デジタル技術によって社会課題を解決しつつ、サービスやしくみ、仕事のあり方を変革します。

②地域社会のデジタル化の推進

先進技術の活用により都市の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題解決と新たな価値の創出をめざすスマートシティの実現に向け、実証実験などのこれまでの取組みをふまえ、実装・運用を推進します。

(3) 多角的な連携に取り組めます

①事業者や大学などとの連携の推進

よりよい市民サービスを提供するため、公民学連携プラットフォームの充実と活用などにより、事業者や大学など多様な主体との連携・協働による効果的・効率的な事業手法の検討を進めます。また、協定提携を拡大するなど、連携の取組みをより一層推進します。

②都市間連携の推進

広域的な住民ニーズに対応したサービスの向上を図るため、N A T S や中核市市長会等を活用し、近隣市町などとの水平的・相互補完的な役割分担による連携を進めます。また、有事の際に円滑な連携が図れ、実効性が担保できる体制づくりを進めます。

(4) 感染症や大規模災害等に対応できる体制づくりを進めます

①危機管理体制の充実

感染症や大規模災害の発生時に市民の生命・身体・財産への被害を最小限に押さえ、速やかに回復するため、危機が生じた際に迅速かつ的確に対応できるための取組みを進めます。

6 リーディングプロジェクト

南部地域活性化プロジェクト

【令和9年度（2027年度）末に実現したい状態】

義務教育学校、(仮称)南部コラボセンターが南部地域の新しい拠点となり、学校跡地の活用などにより、まちに変化が出ている。

【KGI】

- ①全年少人口に対する年少人口の割合（〔現状〕 ●、〔目標〕 ●）
- ②南部地域の人口 維持（〔現状〕 58,000人、〔目標〕 ●）
- ③住み続けたいと感じている市民の割合(南部地域)（〔現状〕 ●、〔目標〕 ●）

◆現状と課題

南部地域の情勢や動き

人口は、他の地域が増加傾向にあるなか、南部地域は減少傾向にあるものの、平成27年から令和2年にかけて、その傾向は緩やかになっています。また、平成27年（2015年）と同様に高齢化率は他の地域と比べて高い状況です。

学校再編の取組みが進むとともに、商店街における「豊中ストリートピアノプロジェクト」や空き店舗等を活用したアートワークショップ、市民団体と共催して、音楽交流スペースを使ったコンサートの実施など、新たなまちの魅力づくりが展開されてきています。

前期基本計画でリーディングプロジェクトに掲げた本プロジェクトは、予定通り順調に進んでおり、後期基本計画においても引き続き推進していくことが求められます。

| 現状（取り組んできていること） | 今後の課題（取り組むべきこと） |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○南部地域活性化基本計画策定、整備推進 ○令和5年（2023年）の（仮称）庄内さくら学園および（仮称）南部コラボセンターの開設に向けた取組み推進 ○学校再編により生じる学校跡地についての個別活用計画策定、活用の方向性明確化 ○義務教育学校2校の具体的な教育カリキュラムの検討 ○庄内地域の商店街での多彩な事業の展開、「音楽あふれるまち」の推進や地域活性化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）南校の令和8年（2026年）開設に向けたスケジュール管理の推進 ○令和5年度（2023年度）からの学校跡地活用事業着手に向け、実現可能性調査、事業公募の推進 ○義務教育学校2校の具体的な教育カリキュラム作りの推進 ○オンライン手法も活用しながら、音楽、アートなどを切り口とした南部地域活性化に資する事業の展開 |

◆プロジェクトの位置づけ

- ・南部地域が抱える緊急的な課題を乗り越え、もてる力を活かした魅力あふれるまちへと発展していくことが市全体の活性化にも寄与していくことから、リーディングプロジェクトに位置づけるものです。
- ・リーディングプロジェクトの推進にあたっては、多様な主体との連携や民間活力の効果的な活用、積極的な ICT 技術の活用を図りながら、経営資源を重点的に配分します。

◆プロジェクトの方向性と目標

南部地域から“みらい”を

生活の利便性向上や地域の活性化を図るため、南部地域全体を「ICT フィールド」と位置づけ、新しい技術の先行的な導入や試行的な社会実験を通じて、教育や保育、健康、福祉、防災、ダイバーシティなどさまざまな地域課題の解決および新たなサービスの創出に取り組みます。

まち全体を「学びの場」と捉え、子どもも大人も学び、体験し、実践できるまちづくりを推進します。

◆主な取り組み

①子どもたちの元気があふれるまちづくり

- 子どもが育ち、夢をはぐくむことができるよう、不安を抱え込まず、安心して子育てができる環境や子どもの居場所づくりを進めます。
- 9年間を見通した具体的な教育カリキュラムづくりなど、(仮称)庄内さくら学園、(仮称)南校を中心に、学校再編による小中一貫教育の推進による魅力ある学校づくりを進めます。
- 子どもたちが多様な関わりあいや体験を通じて、互いに尊重しあえる豊かな人間性を育てるよう、学びの機会・生活環境の充実を図ります。

②誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

- まちの不燃化や耐震化の促進など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 災害や犯罪などに対する安全対策を高められるよう、地域の防災力・防犯力の向上を図ります。
- 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、多分野で連携する地域福祉ネットワークの充実、重層的支援体制の強化を図ります。

③にぎわいとゆとりのあるまちづくり

- 地域拠点やにぎわい拠点を形成するため、(仮称)南部コラボセンターの整備に続き、学校跡地の活用など、公民連携で公共施設の再編を引き続き進めます。
- 地域に暮らす人々や訪れる人々が快適さやゆとりを感じられるよう、緑化の推進や「音楽あふれるまち」を感じられる景観整備など、良好な都市景観の形成を図ります。
- 事業活動の下支えと、新型コロナウイルス感染症収束後の円滑な経済再開を見据えた環境づくりを支援するなど、産業振興を図ります。
- 音楽・歴史・アートなどを切り口にした多彩な取り組みを展開するとともに、自分たちのまちの魅力を再発見し、地域交流を深めるとともに、マイクロツーリズムの視点も取り入れ、南部固有の資源や大都市に隣接する立地特性を活かしながら、まちの更なる魅力向上を図ります。

IV 第 3 期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 第 3 期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

(1) 策定の趣旨

まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という）は、急速な少子高齢化に対応し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本を維持することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定するものです。

国においては、第 1 期総合戦略（平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度））をふまえ、第 2 期総合戦略を令和元年（2019 年）12 月に策定しました。その後の新型コロナウイルス感染症の急激な拡大の影響をふまえ、時代の変化をとらえた新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を打ち出すため、第 2 期総合戦略の改訂が行われました。

こうした国の動きをふまえ、本市においても、後期基本計画を策定するにあたり、第 2 期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第 2 期豊中市総合戦略」という）の計画期間終了に伴い、新たに第 3 期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第 3 期豊中市総合戦略」という）を策定します。

(2) 第 2 期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括

※R2 年、R3 年の総合戦略委員会の答申書を基に記述します。

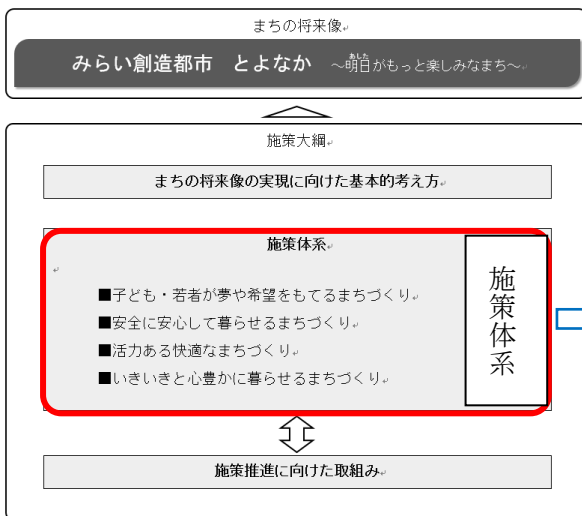
(3) 第 4 次豊中市総合計画と第 3 期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

- 第 4 次豊中市総合計画は、「まちの将来像」として「みらい創造都市 とよなか ～明日がもっと楽しみなまち～」を設定し、実現するための基本的な考え方、施策体系および施策推進に向けた取組みを「施策大綱」としてまとめています。また、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）を計画期間として策定する後期基本計画においては、「まちの将来像」を実現するための施策を示しています。
- 第 3 期豊中市総合戦略は、第 4 次総合計画の中から、特に少子高齢化や将来的な人口減少に歯止めをかける効果が高い取組みに重点を置いて施策を推進するものです。
- 第 3 期豊中市総合戦略では、まち・ひと・しごと創生法第 10 条で地方版総合戦略において定めることとされている「目標」、「基本的方向」および「具体的施策」について、第 4 次総合計画とのさらなる整合を図り、右記のとおり設定することとしました。

総合計画と総合戦略の関係図

【総合計画】

【総合戦略】



総合計画の施策大綱の「施策体系」をまち・ひと・しごと創生法第 10 条で規定する「目標」として設定

- 目標
- 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり
 - 安全に安心して暮らせるまちづくり
 - 活力ある快適なまちづくり
 - いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

2 施策

1 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

1-1 妊娠・出産・子育て支援の充実

【R9年度末に実現したい状態】
 妊娠、出産及び子育てに関する個別の状況に応じた情報が提供され、適切な支援を受ける安心して子育てができています。

【KGI】
 ①子育てがしやすいと感じている市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）
 ②妊娠出産について満足している者の割合（[現状] ●、[目標] ●）
 ③年少人口の転入超過（[現状] ●、[目標] ●）
 ④身近なところに、日ごろから親子づれが交流できる場所があると思う市民の割合（[現状] ●、[目標] ●）

施策

施策の方向性

総合計画の「施策」、「施策の方向性」をまち・ひと・しごと創生法第 10 条で規定する「基本的方向」として設定

◆施策の方向性

(1) 安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

①妊娠前からの正しい知識の習得や支援を受けられる環境づくり。
 保健師や助産師などの専門職による、妊娠に関する相談対応などきめ細かい支援を進めます。また、妊娠前からの妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得する機会の充実を図るとともに、不妊治療及び不育症治療等への支援を進めます。

②産後ケアおよび乳幼児期の子育て支援の充実。
 出産後、育児などの支援が必要な産婦・乳児へのケアや、乳児家庭全戸訪問、育児支援員、多胎児家庭への支援など、保護者の子育てに対する不安感や負担感の軽減に向けた支援を実施を図ります。また、地域の教育・保育施設と住民との「顔の見える」つながりを深め、社会全体で子育て家庭を見守る環境づくりを進めるとともに、地域の多様な人材が主体的に、地域ぐるみで子育て・子育て支援に取り組めるよう、人材の育成・支援及び連携を強めます。

③妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実。
 妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の受診率により、妊産婦の心身の不調や新生児、乳幼児や障害を早期に発見し、医療機関等と連携した支援に取り組めます。

④親子の居場所や外出しやすい環境づくり。
 SNSを活用するなど工夫しながら、相談できる場や子どもと一緒に出かけられる場の情報発信などに取り組みます。また、子育てを応援する事業者・活動団体と協働で授乳やおむつ交換ができる施設の充実など子育て世帯が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、子育てが楽しいまちのPRを強化します。

(2) 就学前教育・保育の充実を進めます。

①幼児教育・保育の質の確保・向上。
 就学前教育・保育における質の確保のため必要な環境や子どもとの関わりなどについての評価基準を定めた「豊中市教育保育環境ガイドライン」の一層の周知・活用を進めます。また、保育

主な取り組み

総合計画の「主な取り組み」をまち・ひと・しごと創生法第 10 条で規定する「具体的施策」として設定

(4) 計画期間

計画期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。
計画は国の動向にあわせて、適宜見直しを行います。

(5) 基本的な考え方と進め方

少子高齢化や将来的な人口減少に歯止めをかけるためには、本市への転入者が転出者を上回る社会増の状況と出生数が死亡数を上回る自然増の状況が望まれます。

本市においては、交通利便性の良さに加え、住環境、教育環境、子育て環境を充実させることで、働き盛りの世代や子育て世帯の増加を図ります。また、多様な働き方の支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みなどにより、女性が社会進出しやすい環境の整備に取り組めます。

- 第3期豊中市総合戦略の策定にあたっては、重要目標達成指標(KGI)と、それを達成するための柱となる基本目標および重要業績評価指標(KPI)を設定します。
- 第3期豊中市総合戦略に掲げた施策を着実に実施し、KGIを達成していくために、PDCAサイクルによる進行管理を行います。
- 客観性・透明性を確保するために、引き続き外部有識者等による検証機関を設置します。
- 検証機関は、KGIや基本目標に係るKPIの達成度を検証し、必要に応じて、総合戦略の見直しの提言を行います。
- 市は、検証機関による提言等をふまえて施策を見直すとともに、必要に応じて、総合戦略を改訂します。
- PDCAサイクルの期間は、原則、1年間とします。

2 重要目標達成指標(KGI) ※

■想定人口

| 現状(令和2年(2020年)) | 短期(令和9年(2027年)) | 長期(令和27年(2045年)) |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 401,558人 | 402,640人 | 403,532人 |

■年少人口の割合

| 現状(令和2年(2020年)) | 短期(令和9年(2027年)) | 長期(令和27年(2045年)) |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 13.7% | 13.4% | 13.4% |

■生産年齢人口の割合

| 現状(令和2年(2020年)) | 短期(令和9年(2027年)) | 長期(令和27年(2045年)) |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 60.0% | 60.4% | 56.1% |

※重要目標達成指標(KGI)は人口ビジョン(P16)の想定人口による

3 目標・基本的方向・具体的施策・重要業績指標（KPI）

（1）目標・基本的方向・具体的施策・重要業績指標（KPI）について

第3期豊中市総合戦略における目標・基本的方向・具体的施策・重要業績指標（KPI）については、「総合計画と総合戦略の関係表と重要業績指標（KPI）」として示します。

「総合計画と総合戦略の関係表と重要業績指標（KPI）」の見方

| | | | |
|--|----|------|-------|
| 総合計画 | | 総合 | 目標 |
| 第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり | | | |
| 1. 第1章-1 妊娠・出産・子育て支援の充実 | | | 基本的方向 |
| (1) 安心して産み育てられる環境づくりを進めます | | | |
| ① 妊娠前から正しい知識の習得や支援を受けられる環境づくり | | ● | |
| ② 産後ケアおよび乳幼児期の子育て支援の充実 | | ● | |
| ③ 妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実 | | ● | |
| ④ 親子の居場所や外出しやすい環境づくり | | ● | |
| (2) 就学前教育・保育の充実を進めます | | | |
| ① 保育・幼児教育の質の確保・向上 | | | |
| ② 子育てと仕事の両立のための多様な保育サービスの提供と保育環境の整備 | | | |
| ③ 乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進 | | | |
| 総合戦略 | | | |
| 重要業績評価指標(KPI) | 現状 | 数値目標 | |
| 子育てがしやすいまちであると感じている市民の割合 (対象:18歳以下の子どもがいる市民) | | | |
| 保育・教育環境が充実していると感じる市民の割合 (対象:18歳以下の子どもがいる市民) | | | |
| 子ども・若者が地域のなかで、いきいきと感じている市民の割合 | | | |
| 地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあると答えた児童・生徒の割合(小学校/中学校) | | | |
| 「全国学力・学習状況調査」で小中学校の国語、算数、数学の平均正答率(小学校/中学校) | | | |

総合戦略の具体的施策に該当するものは●で示し、後期基本計画の該当ページを示しています。

基本的方向に該当する具体的施策がない場合は、「-」と表記しています。

目標ごとの重要業績指標（KPI）と現状、数値目標を示しています。

(2) 総合計画と総合戦略の関係表と重要業績指標 (KPI)

| 総合計画 | 総合戦略 | 頁 |
|---|------|----|
| 第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり | | |
| 1. 第1章-1 妊娠・出産・子育て支援の充実 | | |
| (1) 安心して産み育てられる環境づくりを進めます | | |
| ①妊娠前から正しい知識の習得や支援を受けられる環境づくり | ● | 24 |
| ②産後ケアおよび乳幼児期の子育て支援の充実 | ● | 24 |
| ③妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実 | ● | 24 |
| ④親子の居場所や外出しやすい環境づくり | ● | 24 |
| (2) 就学前教育・保育の充実を進めます | | |
| ①幼児教育・保育の質の確保・向上 | ● | 24 |
| ②子育てと仕事の両立のための多様な保育サービスの提供と保育環境の整備 | ● | 24 |
| ③乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進 | ● | 24 |
| 2. 第1章-2 教育環境の充実 | | |
| (1) 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます | | |
| ①確かな学力・体力の向上を育む教育の推進 | ● | 26 |
| ②豊かな人間性を育む教育の推進 | ● | 26 |
| (2) 快適で安心して学べる教育環境を充実します | | |
| ①学校施設等の整備・充実 | ● | 26 |
| ②共に学ぶ教育の推進 | ● | 26 |
| ③いじめや不登校に悩んでいる子どもへの支援 | ● | 26 |
| 1. 第1章-3 子ども・若者への総合的な支援の充実 | | |
| (1) さまざまな困難を抱えるこども・家庭への支援を充実します | | |
| ①児童虐待などから子どもを守る体制の強化 | ● | 28 |
| ②発達の特性に応じた支援、障害のある子どもへの支援 | ● | 28 |
| ③ひとり親家庭への支援 | ● | 28 |
| (2) 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します | | |
| ①活動や交流ができる機会の充実 | ● | 28 |
| ②社会参加の促進 | ● | 28 |
| ③子ども・若者を総合的に支援するしくみづくり | ● | 28 |
| (3) 学校・家庭・地域と連携し子どもたちの健やかな成長を支援します | | |
| ①地域と連携した子どもの居場所づくり | ● | 28 |
| ②家庭・地域と連携した教育力の向上 | ● | 28 |

| 総合戦略 | | |
|--|----|------|
| 第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり | | |
| 重要業績評価指標(KPI) | 現状 | 数値目標 |
| 子育てがしやすいまちであると感じている市民の割合 (対象:18歳以下の子どもがいる市民) | | |
| 保育・教育環境が充実していると感じる市民の割合 (対象:18歳以下の子どもがいる市民) | | |
| 子ども・若者が地域のなかで、いきいきと感じている市民の割合 | | |
| 地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあると答えた児童・生徒の割合(小学校/中学校) | | |
| 「全国学力・学習状況調査」で小中学校の国語、算数、数学の平均正答率(小学校/中学校) | | |
| 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日あたり1時間以上、勉強をする(小学校/中学校) | | |
| 合計特殊出生率 | | |
| 自然増加数 | | |
| 待機児童数 | | |
| 妊娠出産について満足している者の割合 | | |
| とよふあみアプリ登録数 | | |
| 若者就業率(対象:15~39歳) | | |
| 子どもの居場所づくり延べ参加人数 | | |
| 放課後の子どもの居場所づくり事業(校庭開放)の全小学校での実施 | | |
| とよなかつこラインの相談件数 | | |
| 学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の生徒と意見交換したり調べたりするために、週1回以上使用している(小学校/中学校) | | |

※KPIは現在担当課と調整中です。

| 総合計画 | 総合戦略 | 頁 |
|--|------|----|
| 第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり | | |
| 1. 第2章－1 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの推進 | | |
| (1) 多様な福祉ニーズに重層的に対応した福祉コミュニティの実現に取り組みます | | |
| ① 多分野で連携する地域福祉ネットワークの構築 | ● | 30 |
| ② 地域福祉活動活性化のための基盤づくりの推進 | ● | 30 |
| (2) 介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めます | | |
| (3) 障害者福祉サービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加を推進します | | |
| (4) 一人ひとりに応じた自立と就労を支援します | | |
| ① 生活困窮者への自立支援 | | |
| ② 個々の特性に応じた就労支援 | ● | 31 |
| 2. 第2章－2 保健・医療環境の充実 | | |
| (1) こころと体の健康管理・予防対策を進めます | | |
| ① 健康に関心をもつ機会の充実 | | |
| ② 健康づくりを継続できる環境の充実 | | |
| ③ 幼少期からの望ましい食習慣と運動習慣の定着の推進 | ● | 34 |
| ④ メンタルヘルス、自殺予防対策の推進 | ● | 34 |
| (2) 生活衛生の確保を図ります | | |
| (3) 地域医療の充実を図ります | | |
| 3. 第2章－3 消防・救急救命体制の充実 | | |
| (1) 救急救命体制および防火安全対策を強化します | | |
| (2) 消防体制を充実強化します | | |
| 4. 第2章－4 災害に強く、犯罪を防ぎ、安全に暮らせる地域づくり | | |
| (1) 防災力の充実強化を図ります | | |
| ① 防災対策の充実強化 | | |
| ② 地域防災力の充実強化 | ● | 38 |
| (2) 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります | | |
| ① 地域の防犯活動への支援 | ● | 38 |
| ② 防犯対策の充実 | | |
| ③ 消費者被害対策の充実 | | |

| 総合戦略 | | |
|--|----|------|
| 第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり | | |
| 重要業績評価指標 (KPI) | 現状 | 数値目標 |
| 誰もが住み慣れた地域で生活できるまちだと思える市民の割合 (対象:18~49 歳) | | |
| 地域福祉ネットワーク会議の参加団体数 | | |
| 校区単位自主防災組織の組織率 | | |
| 地域自治組織の数 | | |
| とよなか防災アドバイザーの派遣回数 | | |
| CSW(コミュニティソーシャルワーカー)相談支援件数 | | |
| アスマイル登録者数 | | |
| 自殺者数 | | |

| 総合計画 | 総合戦略 | 頁 |
|--|------|----|
| 第3章 活力ある快適なまちづくり | | |
| 1. 第3章－1 環境意識の向上と快適なまちの環境の保全・創造 | | |
| (1)さまざまなステークホルダーと連携して環境政策を推進します | — | |
| (2)自然環境や都市のみどりを身近に感じられる取組みを進めます | — | |
| (3)環境汚染防止対策など生活環境の改善を進めます | — | |
| 2. 第3章－2 脱炭素・循環型社会の実現 | | |
| (1)脱炭素社会の実現に向けた取組みを進めます | | |
| ①省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進 | ● | 42 |
| ②脱炭素社会に向けた広域的な連携 | ● | 42 |
| (2)循環型社会の構築に向けた取組みを進めます | — | |
| 3. 第3章－3 安全で安心なまちの基盤づくり | | |
| (1)安心して暮らせる市街地の形成を進めます | — | |
| (2)安全・安心なみちづくりを進めます | — | |
| (3)安全・安心な交通体系を整備します | | |
| ①公共交通の充実 | | |
| ②交通安全対策の推進 | ● | 44 |
| 4. 第3章－4 だれもが住みやすい住環境の実現 | | |
| (1)地域特性を活かした都市の拠点づくりを進めます | | |
| ①千里中央地区周辺の活性化 | ● | 46 |
| ②鉄道駅周辺の活性化 | ● | 46 |
| ③大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進 | ● | 46 |
| (2)社会環境の変化に応じた住まいの確保を支援します | | |
| ①良質な住宅ストック形成の促進 | ● | 46 |
| ②安心して住み続けられる住宅の確保 | ● | 46 |
| (3)まちの魅力として継承される住環境づくりを進めます | | |
| ①良好な住環境の維持・継承 | ● | 46 |
| ②適切な規制誘導による土地利用の推進 | | |
| ③良好な都市景観の保全・創造 | ● | 46 |
| 5. 第3章－5 産業振興の充実 | | |
| (1)地域産業を支援し、投資・消費・働く場が活性化するための体制をつくります | | |
| ①産業振興のための企業立地の促進 | ● | 48 |
| ②市内事業者の成長促進の支援および地域の商業活性化の推進 | ● | 48 |
| ③まちの活力とにぎわいの創出につながるビジネスの支援 | ● | 48 |

| 総合戦略 | | |
|---|----|------|
| 第3章 活力ある快適なまちづくり | | |
| 重要業績評価指標(KPI) | 現状 | 数値目標 |
| 住み続けたいと感じている市民の割合(対象:18~49歳) | | |
| 誰もが安全に安心して気軽にでかけられるまちと感じている市民の割合(対象:18~49歳) | | |
| 社会増加数 | | |
| 市内の各駅乗降客数(1日平均) | | |
| 豊中市を目的地としている人の割合※要確認 | | |
| 就業率(対象:15~49歳) | | |
| 市内事業所数 | | |
| 市内事業所の従業員数 | | |
| 市内事業所の売上高 | | |
| 市内の付加価値額 | | |
| 工業統計調査による付加価値額 | | |
| 域内循環率 | | |
| 企業立地促進条例の奨励金申請件数 | | |
| デジタル地域ポイント付与事業の参加事業者数 or 利用ポイント数 | | |
| 就労支援事業の活用による保護受給者の就労率 | | |
| 地域雇用活性化推進事業での就職者数 | | |
| 市民一人あたりの温室効果ガス排出量 | | |

| 総合計画 | 総合戦略 | 頁 |
|---|------|----|
| 第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり | | |
| 1. 第4章－1 共に生きる平和なまちづくり | | |
| (1)非核平和都市の実現をめざすとともに、同和問題をはじめとした多様な人権課題に関わる差別の解消を図り、人権と平和が尊重されるよう取り組みます | — | |
| (2)男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます | | |
| ①すべての人へのエンパワーメントの支援 | | |
| ②あらゆる分野での女性活躍の推進 | ● | 50 |
| ③DV・性暴力の予防・防止対策の充実 | | |
| (3)多文化共生のまちづくりを進めます | — | |
| 2. 第4章－2 学びと文化のあふれるまちづくり | | |
| (1)都市の魅力と文化芸術の創造、歴史・文化資源の保全・活用を進めます | | |
| ①魅力創造・発信の推進 | ● | 54 |
| ②文化芸術にふれる機会や活動の場の提供 | ● | 54 |
| ③文化芸術の担い手の育成と市民の文化芸術活動への支援 | | |
| ④“音楽あふれるまち豊中”の推進 | ● | 54 |
| ⑤歴史・文化遺産の保存と活用 | | |
| ⑥姉妹都市・兄弟都市との交流促進 | | |
| (2)生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます | — | |
| (3)スポーツにふれる機会の創出とスポーツ施設の環境整備を進めます | — | |

| 総合戦略 | | |
|------------------------|----|------|
| 第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり | | |
| 重要業績評価指標(KPI) | 現状 | 数値目標 |
| 豊中市ブランド戦略における関係人口(参考値) | | |
| とよなか音楽月間の参加人数 | | |
| 市民ホール利用率 | | |

第4次豊中市総合計画前期基本計画と後期基本計画(行政素案)の比較(施策、施策の方向性、主な取り組み)

| 前期基本計画 | 後期基本計画(行政素案) |
|---|---|
| 1. 第1章-1 子育て支援の充実 | 1. 第1章-1 妊娠・出産・子育て支援の充実 |
| | 【R9年度末に実現したい状態】 妊娠、出産及び子育てに関する必要な情報が提供され、適切な支援を受けることで、安心して子育てが できている。 |
| | 【KGI】 ①子育てがしやすいと感じている市民の割合 ②妊娠出産について満足している者の割合 ③年少人口の転入超過 ④身近なところに、日ごろから親子づれが交流できる場所があると思う市民の割合 |
| (1)産前・産後の切れめない支援を進めます | (1)安心して産み育てられる環境づくりを進めます |
| ①産前からの正しい知識習得の環境づくり | ①妊娠前から正しい知識の習得や支援を受けられる環境づくり |
| ②産後ケアの充実 | ②産後ケアおよび乳幼児期の子育て支援の充実 |
| ③妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実 | ③妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実 |
| | ④親子の居場所や外出しやすい環境づくり |
| (2)安心して子育てができるよう支援します | (2)就学前教育・保育の充実を進めます |
| | ①保育・幼児教育の質の確保・向上 |
| ①子育てと仕事の両立の推進 | ②子育てと仕事の両立のための多様な保育サービスの提供と保育環境の整備 |
| | ③乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進 |
| ②ひとり親家庭への支援 | 第1章-3-(1)へ移動 |
| (3)地域で妊産婦および乳幼児期の親子を支えるしくみづくりを進めます | |
| ①親子の居場所づくり | 第1章-1-(1)へ統合 |
| ②妊産婦や乳幼児期の親子が外出しやすい環境づくり | 第1章-1-(1)へ統合 |
| ③地域での子育て環境づくり | 第1章-1-(1)へ統合 |

| 2. 第1章-2 保育・教育の充実 | 2. 第1章-2 教育環境の充実 |
|-------------------------------------|---|
| | <p>【R9年度末に実現したい状態】 「確かな学力」を身につけ、将来の目標に向かって自ら課題を見つけ、学び、考え、判断する児童・生徒になっている。</p> <p>【KGI】 ①「全国学力・学習状況調査」で「国語(算数)の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つ」と答える児童・生徒の割合 ②「全国学力・学習状況調査」で小中学校の国語、算数、数学の平均正答率が全国平均を上回る教科の割合 ③「全国学力・学習状況調査」で「自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしている」と答える児童・生徒の割合</p> |
| (1) 保育や幼児教育の充実を進めます | 第1章-1へ移動 |
| ①保育・幼児教育の質の確保・向上 | 第1章-1-(2)へ移動 |
| ②乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進 | 第1章-1-(2)へ移動 |
| (2) 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます | (1) 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます |
| ①確かな学力と体力の向上、豊かな人間性の育成 | ①確かな学力・体力の向上を育む教育の推進 |
| | ②豊かな人間性を育む教育の推進 |
| ②小中一貫教育の推進 | 第1章-2-(1)①②へ統合 |
| ③共に学ぶ教育の推進 | 第1章-2-(2)へ移動 |
| ④いじめや不登校のない学校づくり | 第1章-2-(2)へ移動 |
| | (2) 快適で安心して学べる教育環境を充実します |
| | ①学校施設等の整備・充実 |
| | ②共に学ぶ教育の推進 |
| | ③いじめや不登校に悩んでいる子どもへの支援 |
| (3) 子どもたちを育む学校・家庭・地域の連携を進めます | 第1章-3へ移動 |
| ①学校と家庭、地域をつなぐしくみづくりの推進 | 第1章-3-(3)へ移動 |
| ②家庭や地域の教育力向上の支援 | 第1章-3-(3)へ移動 |

| 1. 第1章-3 子ども・若者支援の充実 | 1. 第1章-3 子ども・若者への総合的な支援の充実 |
|---|---|
| | <p>【R9年度末に実現したい状態】 子ども・若者が個別の状況に応じた適切な支援を受けることにより、自分らしく安心・安全に過ごせる環境整備が進んでいる。また、将来の社会参画に向けた主体的な学びや多様な体験をしている子ども・若者が増えている。</p> <p>【KGI】 ①「全国学力・学習状況調査」で「自分にはよいところがある」と答える児童・生徒の割合 ②子ども・若者が地域のなかで、いきいきと活動できていると感じている市民の割合 ③地域のなかで、いきいきと活動できていると感じている市民の割合(18～39歳) ④子育てで困ったときに頼れる支援があると答えた市民の割合 ⑤就業率(39歳以下)</p> |
| | <p>(1)さまざまな困難を抱えるこども・家庭への支援を充実します ①児童虐待などから子どもを守る体制の強化 ②発達の特性に応じた支援、障害のある子どもへの支援 ③ひとり親家庭への支援</p> |
| <p>(1)子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します</p> | <p>(2)子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します</p> |
| <p>①活動や交流ができる機会の充実</p> | <p>①活動や交流ができる機会の充実</p> |
| <p>②社会参加の促進</p> | <p>②社会参加の促進</p> |
| <p>③子どもの居場所づくり</p> | <p>第1章-3-(3)へ移動</p> |
| | <p>③子ども・若者を総合的に支援するしくみづくり</p> |
| <p>(2)社会的援助が必要な子ども・若者への支援を充実します</p> | <p>第1章-3-(1)へ移動</p> |
| <p>①発達の特性に応じた支援、障害のある子どもへの支援</p> | <p>第1章-3-(1)へ移動</p> |
| <p>②児童虐待防止対策の推進</p> | <p>第1章-3-(1)へ移動</p> |
| <p>③若者就労支援</p> | <p>第1章-3-(2)へ統合</p> |
| <p>(3)子ども・若者を取り巻く課題に総合的に対応するしくみづくりを進めます</p> | <p>(3)学校・家庭・地域と連携し子どもたちの健やかな成長を支援します</p> |
| <p>①子ども・若者を総合的に支援するしくみづくり</p> | <p>第1章-3-(2)へ移動</p> |
| | <p>①地域と連携した子どもの居場所づくり</p> |
| <p>②身近な地域での環境づくり</p> | <p>②家庭・地域と連携した教育力の向上</p> |

第4次豊中市総合計画前期基本計画と後期基本計画(行政素案)の比較(施策、施策の方向性、主な取組み)

| 前期基本計画 | 後期基本計画(行政素案) |
|--|---|
| 1. 第2章-1 自立生活支援の充実 | 1. 第2章-1 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの推進 |
| | 【R9年度末に実現したい状態】 社会的孤立のない「誰一人取残さない社会」をめざして、市民・事業者・行政が一体となって、地域で支え合い、課題を解決できる地域づくりに取り組んでいる。 |
| | 【KGI】 ①誰もが住み慣れた地域で生活できるまちだと思ふ市民の割合 ②地域福祉ネットワーク会議の参加団体数 ③地域福祉ネットワーク会議に参加することで、課題の共有や新たな気付きにつながった人の割合 ④困ったときに相談する人・相談先がないと答えた人の割合(低いと社会的孤立を防ぐことにつながる) |
| (1)多様な福祉ニーズに重層的に対応した福祉コミュニティの実現に取り組みます | (1)多様な福祉ニーズに重層的に対応した福祉コミュニティの実現に取り組みます |
| ①多分野で連携する地域福祉ネットワークの構築 | ①多分野で連携する地域福祉ネットワークの構築 |
| ②地域福祉活動活性化のための基盤づくりの推進 | ②地域福祉活動活性化のための基盤づくりの推進 |
| (2)介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めます | (2)介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めます |
| ①介護・高齢者福祉サービスの充実 | ①介護・高齢者福祉サービスの充実 |
| ②認知症高齢者支援の充実 | ②認知症高齢者支援の充実 |
| ③高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みの推進 | ③高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みの推進 |
| | ④高齢者が社会参加しやすい環境づくり |
| (3)障害者福祉サービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加を推進します | (3)障害者福祉サービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加を推進します |
| ①総合的な障害者生活支援体制の充実 | ①総合的な障害者生活支援体制の充実 |
| ②障害者の就労支援の充実 | ②障害者の就労支援の充実 |
| ③障害者の社会参加の促進 | ③障害者が社会参加しやすい環境づくり |
| | (4)一人ひとりに応じた自立と就労を支援します |
| | ①生活困窮者への自立支援 |
| | ②個々の特性に応じた就労支援 |
| (4)セーフティネットとしての社会保障制度の充実を進めます | |
| ①安定した社会保障制度の運用 | 第5章-2-(1)へ移動 |
| ②生活困窮者への自立支援 | 第2章-1-(5)と統合して1つの施策の方向性へ |
| (5)就労支援の充実を図ります | 第2章-1-(4)②と統合して1つの施策の方向性へ |
| ①就労に必要な能力の習得支援 | |

| | |
|--------------------------|--|
| 2. 第2章-2 保健・医療の充実 | 2. 第2章-2 保健・医療環境の充実 |
| | <p>【R9年度末に実現したい状態】 すべての市民が、自身の健康について正しい知識を得る機会が充実しており、ハード・ソフト両面で新型コロナウイルス感染症対策などの社会情勢を考慮した医療体制の整備・更新が進んでいる。</p> <p>【KGI】 ①健康寿命と平均寿命の差 ②かかりつけ医を持つ割合 ③保健・医療体制が充実していると感じている市民の割合 ④健康によい生活習慣を実践している市民の割合</p> |
| (1)こころと体の健康管理・予防対策を進めます | (1)こころと体の健康管理・予防対策を進めます |
| ①生活習慣病対策の推進 | ①健康に関心をもつ機会の充実 |
| ②疾病の早期発見や早期治療の促進 | ②健康づくりを継続できる環境の充実 |
| ③メンタルヘルス、自殺予防対策の推進 | ③幼年期からの望ましい食習慣と運動習慣の定着の推進 |
| ④薬物乱用防止対策の推進 | ④メンタルヘルス、自殺予防対策の推進 |
| (2)生活衛生の確保を図ります | (2)生活衛生の確保を図ります |
| ①感染症予防対策の推進 | ①感染症対策の推進 |
| ②食の安全確保 | ②食の安全確保 |
| (3)地域医療の充実を図ります | (3)地域医療の充実を図ります |
| ①医療連携の推進 | ①医療連携の推進と市立豊中病院の診療体制の充実 |
| ②在宅医療の推進 | ②在宅医療の推進 |
| 3. 第2章-3 消防・救急救命体制の充実 | 3. 第2章-3 消防・救急救命体制の充実 |
| | <p>【R9年度末に実現したい状態】 市の消防、救急救命体制が強化され、市民の防火・救急救命に対する意識が高まっている。</p> <p>【KGI】 ①消防・救急救命体制が充実していると思う人の割合 ②救急現場に居合わせた人により心肺蘇生が実施される割合</p> |
| (1)救急救命体制および防火安全対策を強化します | (1)救急救命体制および防火安全対策を強化します |
| ①救命力世界一の推進 | ①救命力世界一の推進 |
| ②防火対策の強化 | ②防火対策の強化 |
| ③自主救護能力の向上 | ③自主救護能力の向上 |
| (2)消防体制を充実強化します | (2)消防体制を充実強化します |
| ①警防体制の強化 | ①警防体制の強化 |
| ②避難・救出体制の強化 | ②避難・救出体制の強化 |
| ③消防の広域連携の推進 | ③消防の広域連携の推進 |

| 4. 第2章-4 暮らしの安全対策の充実 | 4. 第2章-4 災害に強く、犯罪を防ぎ、安全に暮らせる地域づくり |
|------------------------------|--|
| | <p>【R9年度末に実現したい状態】 防災・防犯の取組みが進み、安全・安心に暮らせるまちの意識が高まっている。</p> <p>【KGI】</p> <p>①防災や防犯への対策が充実していると感じている市民の割合 ②災害時にどのような行動をしたらよいか認識している市民の割合 ③治安がよく、安心して住めると思う市民の割合 ④校区自主防災組織の組織率</p> |
| (1)防災力の充実強化を図ります | (1)防災力の充実強化を図ります |
| ① 防災対策の充実強化 | ① 防災対策の充実強化 |
| ② 地域防災力の充実強化 | ② 地域防災力の充実強化 |
| (2)犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります | (2)犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります |
| ① 地域の防犯活動への支援 | ① 地域の防犯活動への支援 |
| ② 防犯対策の充実 | ② 防犯対策の充実 |
| ③ 消費者被害対策の充実 | ③ 消費者被害対策の充実 |
| (3)交通安全意識の向上を図ります | 第3章-3-(3)へ統合 |
| ① 交通安全教育の推進 | |
| ② 交通安全啓発の推進 | |

第4次豊中市総合計画前期基本計画と後期基本計画(行政素案)の比較(施策、施策の方向性、主な取組み)

| 前期基本計画 | 後期基本計画(行政素案) |
|--|---|
| 1. 第3章-1 快適な都市環境の保全・創造 | 1. 第3章-1 環境意識の向上と快適なまちの環境の保全・創造 |
| | 【R9年度末に実現したい状態】 環境を意識し、行動する市民、事業者が増え、みどり等環境に配慮したまちづくりが進んでいる。 |
| | 【KGI】 ①豊中市の自然環境や都市のみどりに満足している市民の割合 ②大気や水質など、良好な生活環境が維持されていると思う市民の割合 ③市民一人あたりの公園緑地面積 |
| (1)環境政策を推進するための総合的なしくみづくりを進めます | (1)さまざまなステークホルダーと連携して環境政策を推進します |
| ①環境教育・学習の推進 | ①環境教育・学習の推進 |
| ②環境に関する啓発活動の推進 | ②環境に関する啓発活動の推進 |
| (2)自然環境や都市のみどりを身近に感じられる快適な環境づくりを進めます | (2)自然環境や都市のみどりを身近に感じられる取組みを進めます |
| ①公園緑地の整備・充実 | ①公園緑地の整備・充実 |
| ②都市緑化の推進 | ②都市緑化の推進 |
| ③農地の保全・活用 | ③農地の保全・活用 |
| ④多様な生物の生息空間の保全・創造 | ④多様な生物の生息空間の保全・創造 |
| ⑤環境美化活動の促進 | ⑤環境美化活動の促進 |
| (3)環境汚染防止対策など生活環境の改善を進めます | (3)環境汚染防止対策など生活環境の改善を進めます |
| ①環境汚染防止対策の充実・推進 | ①環境汚染防止対策の充実・推進 |
| 2. 第3章-2 低炭素・循環型社会の構築 | 2. 第3章-2 脱炭素・循環型社会の実現 |
| | 【R9年度末に実現したい状態】 脱炭素・循環型社会の実現のために、市民、事業者、行政が何をすべきかを理解し、行動できている。 |
| | 【KGI】 ①省エネなど脱炭素につながる行動を実践している市民の割合 ②食品ロスやワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減など、家庭から出るごみの減量に取り組んでいる市民の割合 ③市民一人当たりの温室効果ガス排出量 ④ごみの焼却処理量 |
| (1)低炭素社会の実現に向けた取組みを進めます | (1)脱炭素社会の実現に向けた取組みを進めます |
| ①省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進 | ①省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進 |
| | ②脱炭素社会に向けた広域的な連携 |
| (2)循環型社会の構築に向けた取組みを進めます | (2)循環型社会の構築に向けた取組みを進めます |
| ①廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進 | ①廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進 |
| ②廃棄物の適正処理の推進 | ②廃棄物の適正処理の推進 |

| 3. 第3章－3 都市基盤の充実 | 3. 第3章－3 安全で安心なまちの基盤づくり |
|--|--|
| | <p>【R9年度末に実現したい状態】 道路、上下水道、交通環境が計画的な修繕、更新及び整備等により、まちの基盤が改善されている。</p> <p>【KGI】 ①上下水道事業に対するお客さま満足度 ②誰もが安全に安心して気軽にでかけられるまちと感じている市民の割合 ③交通事故発生件数</p> |
| (1) 安心して暮らせる市街地の形成を進めます | (1) 安心して暮らせる市街地の形成を進めます |
| ① 災害に強いまちづくりの推進 | ① 密集市街地対策と耐震化の推進 |
| ② 上下水道の充実 | ② バリアフリー化の推進 |
| | ③ 上下水道の充実 |
| | |
| (2) 安全で安心して移動できる総合的なみちづくり・交通環境づくりを進めます | (2) 安全で安心なみちづくりを進めます |
| ① 都市を支える道路の体系的な整備と長寿命化 | ① 道路整備の推進 |
| ② 人が主役となる安全で快適な道の整備 | ① に統合 |
| ③ 交通安全対策の推進 | 第3章－3－(3)へ移動 |
| | ② 橋梁等の長寿命化の推進 |
| (3) マイカーに頼らなくても移動できる交通体系の整備をめざします | (3) 安全・安心な交通体系を整備します |
| ① 安全で利便性の高い公共交通網の整備 | ① 公共交通の充実 |
| ② 自転車の走行・駐輪環境の改善 | ② 交通安全対策の推進 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 4. 第3章－4 魅力的な住環境の形成 | 4. 第3章－4 だれもが住みやすい住環境の実現 |
| | <p>【R9年度末に実現したい状態】 鉄道駅周辺や空港などに賑わいがあり、良好な住環境やまちなみが維持されている。</p> <p>【KGI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①豊中市に住み続けたいと思う市民の割合 ②景観や風景・まちなみなどに愛着や誇りを感じると思う市民の割合 ③市内各鉄道駅の乗降客数および大阪国際空港旅客数 ④住環境が魅力的だと思える市民の割合 |
| (1)地域特性を活かした都市の拠点づくりを進めます | (1)地域特性を活かした都市の拠点づくりを進めます |
| ①千里中央駅周辺の活性化 | ①千里中央地区周辺の活性化 |
| ②中心市街地の活性化 | ②鉄道駅周辺の活性化 |
| ③大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進 | ③大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進 |
| (2)社会環境の変化に応じた住まいの確保を支援します | (2)社会環境の変化に応じた住まいの確保を支援します |
| ①良質な住宅ストック形成の促進 | ①良質な住宅ストック形成の促進 |
| ②市営住宅の適切な管理 | ②安心して住み続けられる住宅の確保 |
| (3)まちの魅力として継承される住環境づくりを進めます | (3)まちの魅力として継承される住環境づくりを進めます |
| ①良好な住環境の維持・継承 | ①良好な住環境の維持・継承 |
| ②適切な規制誘導による土地利用の推進 | ②適切な規制誘導による土地利用の推進 |
| ③空き家対策の推進 | 第3章－4－(2)①へ統合 |
| ④バリアフリー化の推進 | 第3章－3－(1)へ統合 |
| (4)まちの魅力を高める都市景観づくりを進めます | ③良好な都市景観の保全・創造 |
| ①良好な都市景観の保全・創造 | 第3章－4－(3)へ統合 |
| 5. 第3章－5 産業振興の充実 | 5. 第3章－5 産業振興の充実 |
| | <p>【R9年度末に実現したい状態】 産業が地域社会を支え、生活を豊かにする好循環に繋がっている。</p> <p>【KGI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業所数 ②域内循環率 ③市内に魅力的なお店や企業がたくさんあると思う市民の割合 |
| (1)地域産業の活性化による都市のにぎわいづくりを進めます | (1)地域産業を支援し、投資・消費・働く場が活性化するための体制をつくります |
| ①産業振興のための企業立地の促進 | ①産業振興のための企業立地の促進 |
| ②事業者ごとの強みを活かしたビジネスモデルの構築支援 | ②市内事業者の成長促進の支援及び地域の商業活性化の推進 |
| ③地域での連携を活かした中小企業の経営基盤の強化 | ③まちの活力とにぎわいの創出につながるビジネスの支援 |
| (2)新たな事業の創出や担い手の育成を支援します | 第3章－5－(1)に統一 |
| ①地域産業の活性化に向けた起業・創業支援 | |

第4次豊中市総合計画前期基本計画と後期基本計画(行政素案)の比較(施策、施策の方向性、主な取組み)

| 前期基本計画 | 後期基本計画(行政素案) |
|---|--|
| 1. 第4章-1 共に生きる平和なまちづくり | 1. 第4章-1 共に生きる平和なまちづくり |
| | 【R9年度末に実現したい状態】 ジェンダー、障害、人種、国籍などの多様性の理解が進むことにより、一人ひとりの違いを社会が認め、受け入れる意識が高まっている。 |
| | 【KGI】 ①人権が尊重されていると感じる市民の割合 ②日本人にとっても、外国人にとっても住みやすいまちだと思う市民の割合 ③人権について考える機会があった市民の割合 ④ジェンダー、障害、人種、国籍などの多様性の理解があるまちだと思う市民の割合 ⑤平和について考えたことがあると答えた市民の割合 |
| (1)非核平和都市の実現をめざします | 第4章-1-(2)と統合 |
| ①非核平和意識の高揚 | |
| (2)同和問題をはじめ、さまざまな人権課題に関わる差別の解消を図り、人権文化の創造を進めます | (1)非核平和都市の実現をめざすとともに、同和問題をはじめとした多様な人権課題に関わる差別の解消を図り、人権と平和が尊重されるよう取り組みます |
| | ①非核平和意識の高揚 |
| ①人権教育・啓発の推進 | ②人権教育・啓発の推進 |
| ②相談・支援体制の充実 | ③相談・支援体制の充実 |
| ③虐待予防・防止対策の充実 | ④虐待や差別など人権侵害の予防・防止対策の充実 |
| (3)男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます | (2)男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます |
| ①すべての人へのエンパワーメントの支援 | ①すべての人へのエンパワーメントの支援 |
| ②あらゆる分野での女性活躍の推進 | ②あらゆる分野での女性活躍の推進 |
| | ③DV・性暴力の予防・防止対策の充実 |
| (4)多文化共生のまちづくりを進めます | (3)多文化共生のまちづくりを進めます |
| ①多文化共生施策の充実 | ①多文化共生施策の充実 |
| ②国際交流・国際協力活動の推進 | ②国際交流・国際協力活動の推進 |

| | |
|---------------------------------------|--|
| 2. 第4章-2 市民文化の創造 | 2. 第4章-2 学びと文化のあふれるまちづくり |
| | <p>【R9年度末に実現したい状態】 市民が、文化芸術・生涯学習・スポーツなどの活動に親しむための機会が増加しており、すべての人にとって人生を豊かにするための環境が作られていることで、まちの活力と賑わいが創出されている。</p> <p>【KGI】 ①今後も住み続けたいと思う市民の割合 ②社会増加数 ③文化的なまちだと思ふ市民の割合 ④生きがいをもって心豊かに暮らせるまちだと思ふ人の割合</p> |
| (1)文化芸術の創造、歴史・文化資源の保全・活用を進めます | (1)都市の魅力と文化芸術の創造、歴史・文化資源の保全・活用を進めます |
| | ①魅力創造・発信の推進 |
| ①文化芸術にふれる機会や活動の場の提供 | ②文化芸術にふれる機会や活動の場の提供 |
| ②文化芸術センターの活用 | ③文化芸術の担い手の育成と市民の文化芸術活動への支援 |
| ③“音楽あふれるまち豊中”の推進 | ④“音楽あふれるまち豊中”の推進 |
| ④歴史・文化遺産の保護・保存と活用 | ⑤歴史・文化遺産の保存と活用 |
| ⑤姉妹都市・兄弟都市との交流促進 | ⑥姉妹都市・兄弟都市との交流促進 |
| | (2)生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます |
| | ①学びの支援と学習機会の充実 |
| | ②地域における学習活動などの推進 |
| | (3)スポーツにふれる機会の創出とスポーツ施設の環境整備を進めます |
| | ①市民がスポーツにふれる機会の創出 |
| | ②安心して利用できるスポーツ施設の環境整備 |
| | 第2章-1、第2章-2、第4章-2に統合 |
| | 第4章-2-(2)に統合 |
| 3. 第4章-3 健康と生きがいづくりの推進 | |
| (1)生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます | |
| ①学びの支援と学習機会の充実 | |
| ②地域における学習活動などの推進 | |
| (2)生涯を通じて、健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます | |
| ①食育の推進 | 第2章-2-(1)③に統合 |
| ②スポーツの推進 | 第4章-2-(3)に統合 |
| ③高齢者の介護予防の推進 | 第2章-2-(1)②に統合 |
| ④高齢者の社会参加の促進 | 第2章-1-(2)④に統合 |

第4次豊中市総合計画前期基本計画と後期基本計画(行政素案)の比較(施策、施策の方向性、主な取り組み)

| 前期基本計画 | 後期基本計画(行政素案) |
|--|---|
| 1. 第5章-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり | 1. 第5章-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり |
| | 【R9年度末に実現したい状態】 市民・事業者がニーズに応じた市政情報を受信できており、市政に参画できる機会が充実し、地域活動や市民公益活動への参加が進んでいる。 |
| | 【KGI】 ①市内で何らかの地域活動や市民公益活動に参加している人の割合 ②市からの情報提供に満足している市民の割合 |
| (1) 市政情報の発信・提供・公開を推進します | (1) 市政情報の発信・提供・公開を推進します |
| ① 広報機能の充実 | ① 多様なツールを活用した広報・情報発信の充実 |
| (2) 市民が参画できる機会の充実を図ります | (2) 市民が参画できる機会の充実を図ります |
| ① 市民意識・意見の把握機会の充実 | ① 多様な広聴機会を活用した市民ニーズの把握 |
| ② 市政への市民参画の機会の充実 | ② 市政への市民参画の機会の充実 |
| (3) 地域課題の共有を図り、協働によるまちづくりを推進します | (3) 地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します |
| | ① 地域活動の担い手の確保と活動支援 |
| ① 協働事業の充実 | ② 多様な主体による協働の推進 |
| ② 市民が主役のまちづくりの推進 | ③ 市民が主役のまちづくりの推進 |
| (4) 多様な人たちが関わる地域自治を推進します | 第5章-1-(3)へ統合 |
| ① 地域自治組織の設立及び活動支援 | |
| ② 地域活動の担い手の発掘・育成支援 | |

| 2. 第5章-2 持続可能な行財政運営の推進 | 2. 第5章-2 持続可能な市政運営の推進 |
|---------------------------------|--|
| | <p>【R9年度末に実現したい状態】 社会環境の変化に柔軟に対応しながら、安定した税収入と支出のバランスのもと、市民サービスが向上し、行政サービスに満足している市民が増えている。</p> <p>【KGI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民サービス満足度 ②豊中市の人口 ③豊中市の生産年齢人口 ④市税収入 ⑤経常収支比率 ⑥職員エンゲージメント |
| (1) 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます | (1) 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます |
| ①適正性・公正性・公平性を確保した業務執行 | ①適正性・公正性・公平性を確保した業務執行 |
| ②行政評価制度に基づく総合的な施策推進 | ②行政評価制度に基づく総合的な施策推進 |
| ③人材育成の推進 | ③人材育成の推進 |
| ④財政健全化の推進 | ④財源の確保及び財政健全化の推進 |
| ⑤新たな歳入の創出など財源の確保 | ⑤公共施設の計画的な管理・運営 |
| ⑥民間資源の活用 | ⑥社会保障制度の安定した運用 |
| ⑦効果的・効率的な市民サービスの提供 | |
| (2) 適切な公共施設マネジメントを進めます | 第5章-2-(1)⑤へ統合 |
| ①施設総量フレーム内での公共施設の適正配置 | |
| | (2) デジタル技術を活用した便利で快適なまちづくりを進めます |
| | ①行政のデジタル化の推進 |
| | ②地域社会のデジタル化の推進 |
| (3) 都市の価値の創造と魅力の発信を進めます | 第4章-2-(1)①へ統合 |
| ①魅力創造の推進 | |
| ②シティプロモーションの推進 | |
| (4) 多角的な連携に取り組めます | (3) 多角的な連携に取り組めます |
| ①事業者や大学などとの連携の推進 | ①事業者や大学などとの連携の推進 |
| ②都市間連携の推進 | ②都市間連携の推進 |
| | (4) 感染症や大規模災害等に対応できる体制づくりを進めます |
| | ①危機管理体制の充実 |

第4次豊中市総合計画前期基本計画と後期基本計画(行政素案)の比較(施策、施策の方向性、主な取組み)

| 前期基本計画 | 後期基本計画(行政素案) |
|---------------------------------|--|
| リーディングプロジェクト 「南部地域活性化プロジェクト」 | リーディングプロジェクト 「南部地域活性化プロジェクト」 |
| めざす姿:南部地域から“みらい”を | 【R9年度末に実現したい状態】 義務教育学校、(仮称)南部コラボセンターが南部地域の新しい拠点となり、学校跡地の活用などにより、まちに変化が出ている。 |
| | 【KGI】 ①全年少人口に対する年少人口の割合 ②南部地域の人口 ③住み続けたいと感じている市民の割合(南部地域) |
| ①子どもたちの元気があふれるまちづくり | ①子どもたちの元気があふれるまちづくり |
| ②誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり | ②誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり |
| ③にぎわいとゆとりのあるまちづくり | ③にぎわいとゆとりのあるまちづくり |